

1964年6月25日(第9回目)

1. 開議並びに散会時刻(午前11時10分~午後 時 分)

2. 応招議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比嘉定真	3番	堺亮六	4番	盛春正
4番	安次宮盛信	5番	石川里安	6番	明昇	7番	又伊佐里
7番	稻嶺正康	9番	大川城昌	10番	寿助	11番	吉島武
11番	石川喜永	12番	宮城幸助	13番	古波藏清	14番	伊佐貞次郎
14番	仲村喜永	15番	中里	16番	波藏清	17番	伊佐壽光
17番	伊佐貞寿	18番	古波藏清	19番	次郎	20番	仲村盛光
20番	仲村盛光	21番					

3. 不応招議員は次のとおりである。

8番 石田英正

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定によつて、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長 仲村春勝 助役 具屋真徳 収入役 仲村春松
総務課長~松川正義 財政課長 尾山全喜 経済課長 沢山安一
建設課長 島袋昌黎 水道課長 奥里将俊

7. 本会議の書記は次のとおりである。

書記長 松川正義 書記 照屋毅 伊佐正義

8. 日程は次のとおりである。

日程第1. 議案第12号。1964年度宜野湾市才入才出予算について

1964年6月25日(第9日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前11時10分～午後 時 分)

2. 応招議員は次のとおりである。

名	雄	果	弘	得	行	男
盛	春	正	真	敏	行	
久	村	吉	佐	里	島	
氏	天	仲	又	伊	宮	武
席	番	番	番	番	番	
議	3	6	10	13	16	19
名	亮	大	明	昇	昌	助
定	真	安	幸	清	次	
嘉	川	里	川	城	里	藏
氏	比	石	安	大	官	中
席	番	番	番	番	番	
議	2	5	9	12	15	18
名	郎	信	康	繁	永	壽
豪	太	天	安	福	仲	伊
久	富	嶺	川	村	佐	仲
氏	天	安	福	石	仲	伊
席	番	番	番	番	番	
議	1	4	7	11	14	17
			次			

③. 不応招議員は次のとおりである。

8 番 石 田 英 正

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不應招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定によつて、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市總建長務課課長～松島袋正昌義兼勝春村仲長助財課課長長山里當喜俊全督喜俊

7. 本会議の書記は次のとおりである。

書記長 松川 正義 書記 照屋 謙・伊佐 正義

8：日程は次のとおりである。

日程第1. 議案第12号、1964年度宜野湾市才入才出予算について

9. 会議のてん未

議長～出席20名であります。市町村自治法第53条の規定によつて議会は成立いたしますので、只今より本日(9日目)の会議を開きます(午前11時10分)

議長～日程第1、議案第12号、1964年度宜野湾才入才出予算についてを議題といたします。

議長～本案に対する説明を求めます。

市長～納得の行かん所を良くおたずね下さる様にお願いいたします。説明書を御覽になつて最も重点的な面を簡潔に話してもらいたいということですが、収入の面では、増をいかにして計るかに非常に苦労いたしました。本年度が特に例年と異なるのはこの前の御質問にもありました様うに固定資産税においては、たしかにこれは例年よりも増収にたると思います。これは一応政府の示した通りにやるものとして、ここに出ておりますが、これを本当にもつて行く場合には市町村においてはそれだけの加減は考慮されるんぢやないかと、結局大きな差はありませんけれども、政府の示したものにしたがつてやるという事は外部に対して、はつきりいわないと、それを守らないという事はちよつといえないところ思つております。それから才出におきましては特に例年と違いましたのは、役所の機構の改革と伴つて人員が増え、それに社会の経済的な変動によりまして従来の待遇よりも良くして行かねやいかんと職員はこれは役所職員も議会関係も同じ様にこれは、この待遇を良くして行かねやならんとこう思つて、それで大分増えております。尚今度新しく消防庁舎が出来まして、それだけ常備の隊員もふやさなければならぬのでそれも大分人員がふえ人件費がふえてきたと、こういう事になつております。他の所は出来るだけ人件費を縮めてでも仕事は余計にやりたいという考え方から進めて来たんでありますが、いろいろ実際の状況が思うように収入と支出のバランスをこれにはめ込むに苦労した訳であります。以上の様な所がこの説明書以外にひつくるめての説明を申上げるならば例年と變つている所でないかと、こう思つております。

議長～暫休憩いたします。(午前11時20分)

議長～再開いたします。(午前11時36分)

議長～本案に対する質疑を求めます。

3番～予算を組まれる場合には大体前年度の実績を勘案しておられると思

9. 会議のてん末

議長～出席20名であります。市町村自治法第53条の規定によつて議会は成立いたしますので、只今より本日(9日目)の会議を開きます(午前11時10分)

議長～日程第1. 議案第12号、1964年度宜野湾才入才出予算についてを議題といたします。

議長～本案に対する説明を求めます。

市長～納得の行かん所を良くおたずね下さる様にお願いいたします。説明書を御覧になつて最も重点的な面を簡潔に話してもらいたいということであります。収入の面では、増をいかにして計るかに非常に苦労いたしました。本年度が特に例年と異なるのはこの前の御質問にもありました様うに鑑定資産税においては、たしかにこれは例年よりも増収にたると思ひます。これは一応政府の示した通りにやるものとして、ここに出しておりますが、これを本当にもつて行く場合には市町村においてはそれだけの加減は考慮されるんぢやないかと、結局大きな差はありませんけれども、政府の示したものにしたがつてやるという事は外部に対してはつきりいわないと、あれを守らないという事はちよつといえないところ思つております。それから才出におきましては特に例年と違いましたのは、役所の機構の改革と伴つて人員が増え、それに社会の経済的な変動によりまして従来の待ぐうよりも良くして行かねやいかんと職員はこれは役所職員も議会関係も同じ様にこれは、この待ぐうを良くして行かねやならんとこう思つて。それで大分増えております。尙今度新しく消防庁舎が出来まして、それだけ當備の職員もふやさなければならぬのでそれも大分人員がふえ人件費がふえてきたと、こういう事になつております。他の所は出来るだけ人件費を縮めてでも仕事は余計にやりたいという考え方から進めて來たんでありますが、いろいろ実際の状況が思うように収入と支出のバランスをこれにはめ込むに苦労した訳であります。以上の様な所がこの説明書以外にひつくるめての説明を申上げるならば例年と變つている所でないかと、こう思つております。

議長～暫休憩いたします。(午前11時20分)

議長～再開いたします。(午前11時36分)

議長～本案に対する質疑を求めます。

3番～予算を組まれる場合には大体前年度の実績を勘案しておられると思

うんですが、この点につきまして先に市長さんは固定資産の増を見越しておられるという事であります。しかし5月末の減税で調定実績が13万4千位しかないという面で今年度の予定が12万1千ドルというふうになつて調定額より下回つているというような予算の組み方になつておるが、これはどういう関係であるかですね。

市長～この点助役に説明してもらいます。

助役～もち論これは前年の実績を押さえて、それにいく分の基準増の方を見越して計上するべきもんであります。今年度の5月末における調定額13万4千21ドルというふうになつておりますが、この予算に現在わしてある分につきましては、現調定の方が14万1千4百ドルというふうに出されております。

結局は前年度よりは上わつておるというふうになつております。もち論これは数字的には自然増の額だけ見越されておるかどうかという事はなお検討を要するんじやないかと思つておりますが、その方は結局は予算の成立の面からしまして、5月末現在の調定実績をおさえる事が可能であるかどうかというふうなことからしました場合においては特に又5月末現在の方からしました場合に大きく数学に影響するのは法人税の方が影響しますので法人税はその調定の時期においても結局はまちまちになつております關係上。ある程度は前年度の実績をおさえてやつておるつもりではございますが、まだそこに自然増の分だけ見越されておるかどうかという事については、特に自然増ということからしましても固定資産の方が自然増が大きいんぢやないかと思つておりますが、新予算として提案してあります予算には自然増を見越してやつております。

3番～14万1千ドルの何割を見ておられますか。

助役～パーセンテージにしましては説明書の方にはつきり示めしておりますので、滞納額或は現年度分というふうにはつきり示しておりますので御参照願います。

3番～それにもう1件お伺いします。各種種目毎の現年度の調定額がわかりでありますとしたら御説明願います。

財政課長～現年度の市民税の調定額が24,979.45ドル、固定資産税が31,775.67ドル、事業税が35,019.06ドル、不動産取得税が3122.70ドル合計しまして94,996.53ドルになつております。

3番～先きの13万4千とはどういう事ですか。

財政課長～その内のです。滞納の分が他にあります。

うんですが、この点につきまして先に市長さんは箇定資産の増を見越しておられるという事であります。しかし5月末の減税で調定実績が13万4千位しかないという面で今年度の予定が12万1千ドルというふうになつて調定額より下回つているというような予算の組み方になつておるが、これはどういう関係であるかですね。

市長～この点助役に説明してもらいます。

助役～もち論これは前年の実績を押さえて、それにいく分の基準増の方を見越して計上するべきもんであります。今年度の5月末における調定額は13万4千5百21ドルというふうになつておりますが、この予算に現わしてある分につきましては、現調定の方が14万1千4百ドルというふうに出されております。

結局は前年度よりは上わつておるというふうになつております。もち論これは数字的には自然増の額だけ見越されておるかどうかという事はなお検討を要するんじやないかと思つておりますが、その方は結局は予算の成立の面からしまして、5月末現在の調定実績をおさえる事が可能であるかどうかというふうなことからしました場合においては特に又5月末現在の方からしました場合に大きく数字に影響するのは法人税の方が影響しますので法人税はその調定の時期においても結局はまちまちになつております関係上。ある程度は前年度の実績をおさえてやつておるつもりではございますが、まだそこに自然増の分だけ見越されておるかどうかという事については、特に自然増ということからしても箇定資産の方が自然増が大きいんぢやないかと思つておりますが、新予算として提案してあります予算には自然増を見越してやつております。

3番～14万1千ドルの何割を見ておられますか。

助役～パーセンテージにしましては説明書の方にはつきり示めしてありますので、滞納額或は現年度分といふにはつきり示してありますので御参照願います。

3番～それにもう1件お伺いします。各税種目毎の現年度の調定額がおわかりありましたら御説明願います。

財政課長～現年度の市民税の調定額が24,979,45ドル。箇定資産税が31,775,67ドル。事業税が35,019,06ドル。不動産取得税が3122,70ドル合計しまして94,996,53ドルになつております。

3番～先きの13万4千とはどういう事ですか。

財政課長～その内のです。滞納の分が他にあります。

3 番～滞納はいくらですか・

財政課長～3万9千5百2拾7ドル7拾9セントになつております・

助 役～御参考までに今度は64年度の方に現年度として計上してある分を
税目別に申上げますと市民税の方が25,861ドル・それから固定資産
税の方が38,509ドル・事業税の方が35,280ドル・それから不動産取
得税が4,550ドルしめして104,200ドルというふうになつております

16番～滞納額は先程は、たしか39,500ドルとなつていたが・

助 役～滞納額が37,200ドルです・

16番～才入ですか・

助 役～予算です・

16番～次年度予算の調定が37,200ドルですか・(はい)先きおつしやつ
た課長さんの5月末の滞納額が39,500ドルというのはどういうこ
とになつておりますか・

助 役～だからですね、新年度の方は8月31日現在においてですね、予定
を見越してやつてある訳です・

16番～後3,100位は見越してですか・

議 長～暫休憩いたします。(午前10時40分)

議 長～再開いたします。(午後10時42分)

4 番～市民税の説明資料の内訳でありますが、課税標準の8,252名という
数字は均等割に該当する所の納稅義務者のどういう関係になつてい
るか・或は又納稅義務者が何名市内におるのか・

助 役～この方は前年度の実績の方はまだとつておりませんが、8,250人と
押えておるのは人口の4分の1という事であります。この方は家屋
税の方でも人口の4分の1を押えておりますので、これについても
人口の4分の1を押えてあります。しかし63年度・現年度分の実
績については後で課長の方から説明して戴きます・

4 番～人口の4分の1を押えているという事は、交付税の場合に人口の4
分の1を押えたからこれも押えるという解しやすくですか・

助 役～そういう訳ではありません・

3 番～滞納はいくらですか。

財政課長～3万9千5百2拾7ドル7拾9セントになつております。

助 役～御参考までに今度は64年度の方に現年度として計上してある分を税目別に申上げますと市民税の方が25,861ドル。それから簡定資産税の方が38,509ドル。事業税の方が35,280ドル。それから不動産取得税が4,550ドルしめして104,200ドルというふうになつております

16番～滞納額は先程は、たしか39,500ドルとなつていたが。

助 役～滞納額が37,200ドルです。

16番～才入ですか。

助 役～予算ですか。

16番～次年度予算の調定が37,200ドルですか。（はい）先きおつしやつた課長さんの5月末の滞納額が39,500ドルというのはどういうことになつておりますか。

助 役～だからですね。新年度の方は8月31日現在においてですね、予定を見越してやつてある訳です。

16番～後3,100位は見越してですか。

議 長～暫休憩いたします。（午前10時40分）

議 長～再開いたします。（午後10時42分）

4 番～市民税の説明資料の内訳でありますが、課税標準の8,252名という数字は均等割に該当する所の納税義務者のどういう関係になつているか。或は又納税義務者が何名市内にあるのか。

助 役～この方は前年度の実績の方はまだとつておりませんが、8,250人と押えておるのは人口の4分の1という事であります。この方は家屋税の方でも人口の4分の1を押えておりますので、これについても人口の4分の1を押えております。しかし63年度、現年度分の実績については後で課長の方から説明して戴きます。

4 番～人口の4分の1を押えているという事は、交付税の場合に人口の4分の1を押えたからこれも押えるという解しやすくですか。

助 役～そういう訳ではありません。

4 番～じやですね市内において納稅義務者が何名存在しているか、それのはあくはしておりませんか。

助 役～はあくはされておりますが、数字が出されておりませんので後で課長の方から説明させます。

4 番～では後でお願いします。それから市民税の場合も。

助 役～只今のものと関連しまして現年度の予算で計上されておるのは6,200人という事なんです。

財政課長～件数はとつてあるんですが、と申しますのは件数と申しますと、10以内に納稅義務者が多数いる場合もあるし、1人いる場合もあるし、それでそこに出てありますのは、その1世帯の合算所得の件数でありますが、その件数を申し上げますと、市民税の場合は、4,831件・固定資産の場合が6,072件・事業税の場合が970件・不動産取得税の場合が338件になつております。

4 番～先きの助役さんの御説明によりますと、人口の4分の1というふうに押えていると申しますが、その8,250名というのは宜野湾市の人口の4分の1であるかどうか。それから市民税において前年度より大幅な増額になつておりますが、この大幅になつている理由を御説明願います。15,000余りの前年度の予算に対して今年度は13,000余りの増になつております。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時45分)

議 長～再開いたします。(午前11時47分)

助 役～所得割と法人税割において、増になつておりますが、この2つが増であります。それから先きも申し上げました様に人口割においても、6,200名と8,250名の差がござります。それによつて差が生じた訳です。

4 番～所得割の中の2,000,000という数字はどういつた様な根拠にもとづいて算定されたですか。

助 役～この方は勤労所得と事業所得と。それから被扶養年度、就労人員の方から割出してあります。

4 番～特に市民税の場合は、各納稅義務者からの申告がなされていると思いますが、その申告額はどのくらいでありますか。或は申告額と、そのひらきについてはどうなつているか。

助 役～申告額の数字については、今の所お知らせできませんが、財政課長

4 番～じやですね市内において納稅義務者が何名存在しているか、それのはあくはしておりませんか。

助 役～はあくはされておりますが、数字が出されておりませんので後で課長の方から説明させます。

4 番～では後でお願いします。それから市民税の場合も。

助 役～只今のものと関連しまして現年度の予算で計上されておるのは 6,200 人という事なんです。

財政課長～件数はとつてあるんですが、と申しますのは件数と申しますと、10 以内に納稅義務者が多数いる場合もあるし、1 人いる場合もあるし、それでそこに出してありますのは、その 1 世帯の合算所得の件数であります。その件数を申し上げますと、市民税の場合は、4,831 件。固定資産の場合が 6,072 件。事業税の場合が 970 件。不動産取得税の場合が 338 件になつております。

4 番～先きの助役さんの御説明によりますと、人口の 4 分の 1 といふうに押えていると申しますが、その 8,250 名といふのは宜野湾市の人口の 4 分の 1 であるかどうか。それから市民税において前年度より大幅な贈額になつておりますが、この大幅になつてている理由を御説明願います。15,000 余りの前年度の予算に対して今年度は 13,000 余りの増になつております。

議長～暫休憩いたします。(午前 11 時 45 分)

議長～再開いたします。(午前 11 時 47 分)

助 役～所得割と法人税割において、増になつておりますが、この 2 ツが増であります。それから先きも申上げました様に人口割においても、6,200 名と 8,250 名の差がござります。それによつて差が生じた訳です。

4 番～所得割の中の 2,000,000 という数字はどういつた様な根拠にもとづいて算定されたですか。

助 役～この方は勤労所得と事業所得と、それから徴税年度、就労人員の方から割出してあります。

4 番～特に市民税の場合は、各納稅義務者からの申告がなされていると思いますが、その申告額はどのくらいでありますか。或は申告額と、そのひらきについてはどうなつているか。

助 役～申告額の数字については、今の所お知らせできませんが、財政課長

の方から後で聞いてお知らせします。

4 番 そうしますと、この課税標準額いわゆるこれだけの査定額を出したというは申告額を対象された誤ですか。

助 役～別に申告額は対象にしておりません。

4 番～そうしますと申告そのものは意味がないんぢやないかと思いますが

助 役～申告だけになさないと云う事はありえないんぢやないかと思います

4 番～いや私がいうのは申告は全然対象になつてないという事であれば、果して個人申告するのが妥当であるかどうかを検討されずに直ぐ或は全然対象にしなくて、これだけの数字を出したという事は意味なさないことです。

助 役～申告だけによつて課されるんだつたら、そういうかつこうになるんぢやないかと思う誤ですが、その方は申告とかけはなれてやつておるのではなく、結局は申告の査定の対象として見積られている誤です。

4 番～先程この数字の算定をもう1回御説明願います。

助 役～数字の算定を申上げますと、就労人員からしまして軍作業の方が、2,926名というふうになつております。それから特別雇用が1,024名、間接雇用が1,902名で、所得の方が直接雇用において45ドルを見越しております。それから間接雇用が20ドル。それから民雇用の方が4,107名おりまして公雇用の方が549名それから民雇用の方が3,558名というふうになつております。公雇用の方を55ドルに押えて、民雇用の方が35ドルに押えてあります。それから業者の方が3,141件で農林業の方が1,645名で所轄の方が先きの方は月・今度の方は年でございます。農林業の方が250ドル建設業の方が119名で960ドル製造の方が79件×720販売の方が816件で600.サービスが441でその他の41で1,100となつております。それから土地の方が民に貸してある分を225,000坪としまして平均70セントとみて157,500ドル。軍の方が年間地料384,000ドルであります。その方は出たり入つたりの関係で320,000に押えてあります。貸家の方が民関係が1,000件とみて年100ドル。それから軍関係が250とみて860ドル。そして扶養基礎控除が1人170ドルで170ドルそれから扶養控除の方が納稅義務者1人に付き1.5ドルというふうになつてこの50ドルとみて、そしてこの差引いたものが結果は2,154,800ドルという事になつております。

の方から後で聞いてお知らせします。

4 番 そうしますと、この課税標準額いわゆるこれだけの査定額を出したといふのは申告額を対象された訳ですか。

助 役～別に申告額は対象にしておりません。

4 番～そうしますと申告そのものは意味がないんだやないかと思ひます

助 役～申告だけになさないと云う事はありえないんだやないかと思ひます

4 番～いや私がいうのは申告は全然対象になつてないという事であれば、果して個人申告するのが妥当であるかどうかを検討されずに直ぐ或は全然対象にしなくて、これだけの数字を出したという事は意味なさいことです。

助 役～申告だけによつて課されるんだつたら、そういうかつこうになるんだやないかと思う訳ですが、その方は申告とかけはなれてやつておるのではなく、結局は申告の査定の対象として見積られている訳です。

4 番～先程この数字の算定をもう1回御説明願います。

助 役～数字の算定を申上げますと、就労人員からしまして軍作業の方が、2,926名といふうになつております。それから特別雇用が1,024名、間接雇用が1,902名で、所得の方が直接雇用において45ドルを見越しておられます。それから間接雇用が20ドル。それから民雇用の方が4,107名おりまして公雇用の方が549名それから民雇用の方が3,558名といふうになつております。公雇用の方を55ドルに押えて、民雇用の方が35ドルに押えてあります。それから業者の方が3,141件で農林業の方が1,645名で所得の方が先きの方は月・今度の方は年でございます。農林業の方が250ドル建設業の方が119名で960ドル製造の方が79件×720販売の方が816件で600。サービスが441でその他41で1,100となつております。それから土地の方が民に貸してある分を225,000坪としまして平均70セントとみて157,500ドル。軍の方が年間地料384,000ドルであります。その方は出たり入つたりの関係で320,000に押えてあります。貸家の方が民間係が1,000件とみて年100ドル。それから軍関係が250とみて860ドル。そして扶養基礎控除が1人170ドルで170ドルそれから扶養控除の方が納税義務者1人に付き1.5ドルといふうになつてこの50ドルとみて、そしてこの差引いたものが結局は2,154,800ドルといふ事になつております。

4 番～貝今の方々に付いてはどういう方法ではあくされたか、例えば軍作業員が2,926名だと、或はその給料が45ドルを押えたとか、或は民間ほ給者ですか、それが55ドル押えてあるというのほどの様な方法ではあくされたか。

助 役～この方は55ドル押えておりますが、公雇用と申しましても政府関係や或は市町村関係というふうなかつこうになりますので、かえつてこれよりも上まわるんぢやないかという見方をしております。

4 番～私がいうのは、新法規にもとづいてですね、これだけの給料額をもらつているのか、それだけの所得があるんだという様なはあくをしたのか。

助 役～前件は見ておりません。

4 番～どういう方法でこれだけのはあくをしたんですか。

助 役～月々の給料の平均額を押えております。

4 番～例えば軍作業員が2,926名だという数字ですね。

助 役～数字の方は統計して調べてあります。

4 番～調査で押えたものか、或は又各区長を通してこれだけの。

助 役～いや調査ではございません、統計の数字であります。宜野湾市の就業統計による数字であります。

4 番～これ実数だというふうになつてゐる訳ですか、宜野湾市において、これだけ2,926名の軍作業員はこの45ドルに該当するのか、或は又該当する人員だという事は統計資料から見ると、それだけ人員がないんだということですが、先きの申告額の額で良いですか、それから貸家の所得のはあくはどういうふうになされておりますか。申告は全然対象にしてないという事であれば、軍関係の貸家の場合は賃住宅の戸数によつてはあくできますか。民間関係の場合の場合はどういうふうにして実態をはあくしているか。

助 役～実態はあくについては、資料として数字は申上げたのですが、実態はあくについては調査はされておりません。

議 長～暫休憩いたします。（午前11時52分）

議 長～再開いたします。（午前11時53分）

4 番～只今の各々に付いてはどういう方法ではあくされたか・例えば軍作業員が2,926名だと、或はその給料が45ドルを押えたとか、或は民間は給者ですか、それが55ドル押えてあるというのはどの様な方法ではあくされたか。

助 役～この方は55ドル押えておりますが、公雇用と申しましても政府関係や或は市町村関係というふうなかつこうになりますので、かえつてこれよりも上まわるんぢやないかという見方をしております。

4 番～私がいのは、新法規にもとづいてですね。これだけの給料額をもらつているのか。それだけの所得があるんだという様なはあくをしたのか。

助 役～前枠は見ておりません。

4 番～どういう方法でこれだけのはあくをしたんですか。

助 役～月々の給料の平均額を押えております。

4 番～例えば軍作業員が2,926名だという数字がですね。

助 役～数字の方は統計して調べてあります。

4 番～調査で押えたものか、或は又各区長を通してこれだけの。

助 役～いや調査ではございません。統計の数字であります。宜野湾市の就業統計による数字であります。

4 番～これ実数だというふうになつてゐる訳ですか。宜野湾市において、これだけ2,926名の軍作業員はこの45ドルに該当するのか、或は又該当する人員だという事は統計資料から見ると、それだけ人員がないんだということですが、先きの申告額の額で良いですか。それから貸家の所得のはあくはどういうふうになされておりますか。申告は全然対象にしてないという事であれば、軍関係の貸家の場合は貸住宅の件数によつてはあくできますか。民間関係の場合はどういうふうにして実態をはあくしているか。

助 役～実態はあくについては、資料として数字は申上げたのですが、実態はあくについては調査はされておりません。

議 長～暫休憩いたします。（午前11時52分）

議 長～再開いたします。（午前11時53分）

財政課長～査定の標準ですね、額ですか今調べさせております。

4 番～申告額です。

財政課長～申告だけの数字を出せば所得の額が出てくる訳です。

4 番～いや、私がいうのは市民税の場合ですね、納稅義務者による所の申告が義務付られておりますが、当然その申告がなされているというふうに解してですね、申告額がいくらであるかで、その申告額とこの当局が見積つている額のひらきがどの位になるかです。それを聞いている訳です。それから事業税の場合に事業税の場合の課税の対象になる所の事業ですね、例えば貸家課所得は事業税の対象にならないかどうか、或はヨツの貸家業として事業として見なされるかどうか

助 役～法規の解しやすくからいえば、当然見なされる訳ですから賦課できると思います。

4 番～じや賦課できるといつた様な観点に立つて課税してあるかどうかですね。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時54分)

議 長～再開いたします。(午前11時57分)

15番～勘定繰越金の法人の場合であります、これを計上したのは80%ですが、その根拠について御説明願います。

助 役～別に基準はとつておりますが、予算の構成からして80%にしてある訳です。

15番～これは現年度でありますので、法人の場合は私の解しやすくからすれば、100%になるんぢやないかと思います。

助 役～この方は法人であろうが、個人であろうが、100%であるべきぢやないかと思います。法人だから100%，個人だから80%でも良いという考え方ではいけないと思います。

15番～いやもち論そういう考えには立つておりませんけれども、いわゆる個人の場合には他市町村に行つた住所が不明になつたり、あるんぢやないですか。しかし法人の場合はそういう事はないと思いますがこれからすると何かその会社がうまくないとかといつた様な理由でもあるわけですか。

財政課長～査定の標準ですね。額ですか今調べさせております。

4番～申告額です。

財政課長～申告だけの数字を出せば所得の額が出てくる訳です。

4番～いや、私がいうのは市民税の場合ですね、納稅義務者による所の申告が義務付られておりますが、当然その申告がなされているというふうに解してですね。申告額がいくらであるかです。その申告額とこの当局が見積ついている額のひらきがどの位になるかです。それを聞いている訳です。それから事業税の場合に事業税の場合の課税の対象になる所の事業ですね。例えば貸家簿所得は事業税の対象にならないかどうか、或は1ツの貸家業として事業として見なされるかどうか

助役～法規の解しやすくからいえば、当然見なされる訳ですから賦課できると思います。

4番～じや賦課できるといつた様な観点に立つて課税してあるかどうかですね。

議長～暫休憩いたします。(午前11時54分)

議長～再開いたします。(午前11時57分)

15番～滞納総額越金の法人の場合でありますが、これを計上したのは80%ですが、その根拠について御説明願います。

助役～別に基準はとつておりますが、予算の構成からして80%にしてある訳です。

15番～これは現年度でありますので、法人の場合は私の解しやすくからすれば、100%になるんぢやないかと思いますが。

助役～この方は法人であろうが、個人であろうが、100%であるべきぢやないかと思います。法人だから100%，個人だから80%でも良いという考え方ではいけないと思います。

15番～いやもち論そういう考えには立つておりませんけれども、いわゆる個人の場合には他市町村に行つた住所が不明になつたり、あるんぢやないですか。しかし法人の場合はそういう事はないと思いますがこれからすると何かその会社がうまくないとかといつた様な理由でもあるわけですか。

助 役～別にそういう理由で 80%にしてある訳ではありません。

1 番～そうすると、これはもち論額にしては小さいですが、こういつた様な理由のはつきりしない様な計上するということは今後考えなければならんぢやないかと思いますので、反省して下さい。

1 番～滞納額越金が 21,450 ドルとなつておりますが、これは滞納額越額の何%に当るか、それについてお伺いいたします。

議 長～暫休憩いたします。（午後 12 時 1 分）

議 長～再開いたします。（午後 12 時 3 分）

助 役～お答えいたします。市民税の方が個人の分が 62 年度以前のものが 50%，63 年度の分が 80%，法人の方で 80%，個人定資産税の方で個人の方が 60%，法人の分が 80%，それから事業税におきまして、個人のとも法人のも各々の 50%，それから不動産取得税においては 80% を見ております。

1 番～総額に対して何%ですか。

議 長～暫休憩いたします。（午後 12 時 4 分）

議 長～再開いたします。（午後 12 時 5 分）

助 役～滞納分は約現年度総額において約 60% です。

1 番～滞納額越分として次年度において収取出来る金額は滞納額の 50% という事は残りの 40% というのは全然収取不能のものであるかそれとも推定によつて 40% は取れないものであろうというふうにして、その数字を計上したのであるのか。法によりますと督促状を発した指定の期限内に納めない場合は政府の課税収取法の例にならつて差し押え処分を執行しなくちやいかんという事にはなつておりますが、執行当局といたしましては次年度においてこういうお考え方を執行するお考えがありますかどうか、それについてお答え願います。

財政課長～今度増員しました課税の 3 名というのもつぱらそういうものに當てようというふうに考えております。

1 番～そうすると 40% 取れないという見込額はどういう基礎算定から出た訳でございますか。

議 長～暫休憩いたします。（午後 12 時 7 分）

助 役～別にそういう理由で 80% にしてある訳ではありません。

15番～そうすると、これはもち論額にしては小さいですが、こういつた様な理由のはつきりしない様な計上するということは今後考えなければならんぢやないかと思いますので、反省して下さい。

1 番～滞納総額が 21,450 ドルとなつておりますが、これは滞納総額の何 % に当るか、それについてお伺いいたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後 12 時 1 分)

議 長～再開いたします。(午後 12 時 3 分)

助 役～お答えいたします。市民税の方が個人の分が 62 年度以前のものが 50%、63 年度の分が 80%、法人の方で 80%、個々定資産税の方で個人の方が 60%、法人の分が 80%、それから事業税におきまして、個人のとも法人のも各々の 50%、それから不動産取得税においては 80% を見ております。

1 番～総額に対して何 % ですか。

議 長～暫休憩いたします。(午後 12 時 4 分)

議 長～再開いたします。(午後 12 時 5 分)

助 役～滞納分は約現年度総額において約 60% です。

1 番～滞納総額として次年度において徴収出来る金額は滞納総額の 50% という事は残りの 40% という事は全然徴収不能のものであるかそれとも推定によつて 40% は取れないものであらうというふうにして、その数字を計上したのであるのか。法によりますと督促状を発した指定の期限内に納めない場合は政府の課税徴収法の例になつて差し押さえ処分を執行しなくちやいかんという事にはなつておりますが、執行当局といたしましては次年度においてこういうお考えを執行するお考えがありますかどうか、それについてお答え願います。

財政課長～今度増員しました徴税の 3 名というのもつぱらそういうものに當てようというふうに考えております。

1 番～そうすると 40% 取れないという見込額はどういう基礎算定から出た訳でございますか。

議 長～暫休憩いたします。(午後 12 時 7 分)

議長～再開いたします。(午後12時9分)

1番～結局ですね取れない場合はず、これは欠損処分して処理しなくちやいかん訳です。それで私は結局63年度より課越は大きい訳ですが。

財政課長～今度新しく強制執行までもつて行こうと思つておる訳です。

1番～予算はあくまでも執行を前提として取るべきもんであつてですね。結局最初から取れないものだというふうに決めつけてかかっていますと、これは取れなくなる訳です。しかし執行当局は次年度においては徴税率の向上を計るために法に示めされたいわゆる条項で処理するという事をおつしやつている以上、これが具体的に数字となつて現れてこない以上は、我々として認める訳に行かん訳です。意欲だけは持つておつても実際の施行はやらんという事になつた場合は結局これは空規約という事になりますので、その辺について充分考慮して載いて滞納額を出来るだけ少くせしめる様にユツ努力して載きたいとこういうふうに考えます。

市長～今の答弁に補足申上げますが、実際はもつと上ののに予算だけ低くしたという事ぢやないと思う。滞納課越はこれだけあるんだけれども実際において、この処置にまで持つて行くには一応今までの不納者を住所を調べて、その手続きの段階にまで持つて行つて、本当にこれだけ納めうる者があるし。中にはどうしてもさがし得ないものも出てくると。そうなりまして前取り消しの所はその場合出て来ますけれども一応この年度としては40%位はそういう難しいものが出来るものとして60%は是非こぎつけるという目當でもつてやつておるんであって、もつと受け入れてもそれだけにしてあるという事ぢないとひう思います。

12番～先程私が質問した意味がはつきりしない様でありますので、もう一度お伺いいたします。例えば今市長さんの説明からしますと、法人税の場合には個人の場合であればうなずけるんですが、入間は住所を変更したりいろいろある訳ですから、然し法人税というのは、法人というのは場所は決まつてある訳です。それでですね、聞きたい訳ですが、63年度分でありますので、この80%という計上になつた理由ですね。これは助役の立場だけでなく市長或は課長でも結構ですが、この基本的な考え方をわからん以上は今後もそういうふた様な事があり得ると考えますので、是非答弁して下さい。

市長～説がきちんと説まらないのは、只の行方不明だけぢやないと思ひます。この他にも考え得るのは実際において当時課税した時の実情と場合によつてはその年度においても変化が来るものであります。実際裁判にうつたえて、これを取ろうとした場合に完全に取り得るもの

議長～再開いたします。(午後12時9分)

1番～結局ですね取れない場合はです。これは欠損処分して処理しなくちやいかん訳です。それで%は結局63年度より繰越は大きい訳ですが。

財政課長～今度新しく強制執行までもつて行こうと思つておる訳です。

1番～予算はあくまでも執行を前提として取るべきもんであつてですね。結局最初から取れないものだというふうに決めつけてかかっていますと、これは取れなくなる訳です。しかし執行当局は次年度においては徴税率の向上を計るために法に示めされたいわゆる条項で処理するという事をおつしやつている以上、これが具体的に数字となつて現れてこない以上は、我々として認める訳に行かん訳です。意欲だけは持つておつても実際の施行はやらんという事になつた場合は結局これは空規約という事になりますので、その辺について充分考慮して載いて滞納額を出来るだけ少くせしめる様にユツ努力して載きたいとこういうふうに考えます。

市長～今の答弁に補足申上げますが、実際はもつと上ののに予算だけ低くしたという事ぢやないと思う。滞納繰越はこれだけあるんだけれども実際において、この处置にまで持つて行くには一応今までの不納者を住所を調べて、その手続きの段階にまで持つて行つて、本当にこれだけ納めうる者があるし、中にはどうしてもさがし得ないものも出てくると。そうななりまして前取り消しの所はその場合出て来ますけれども一応この年度としては40%位はそういう難しいものが出るものとして60%は是非こぎつけるという目當でもつてやつておるんであつて、もつと受け入れてもそれだけにしてあるという事ぢないとひう思います。

15番～先程私が質問した意味がはつきりしない様でありますので、もう一度お伺いいたします。例えば今市長さんの説明からしますと、法人税の場合には個人の場合であればうなずけるんですが、人間は住所を変更したりいろいろある訳ですから、然し法人税というのは、法人というのは場所は決まつている訳です。それでですね。聞きたい訳ですが、63年度分でありますので、この80%という計上になつた理由ですね。これは助役の立場だけでなく市長或は課長でも結構ですが、この基本的な考え方をわからん以上は今後もそういうふた様な事があり得ると考えますので、是非答弁して下さい。

市長～税がきちんと納まらないのは、只の行方不明だけぢやないと思います。この他にも考え得るのは実際において当時課税した時の実情と場合によつてはその年度においても変化が来るものであります。実際裁判にうつたえて、これを取ろうとした場合に完全に取り得るも

のと取り得ない事態におちいる者が出て来はせんかと思うんです。だから 100 % これを見積る事は到底不可能ぢやないかとう思つて、それで 80 % をおさえたのは、まず予算を健全に持つて行きたいために、これだけ課してある事を自分は解しやすくしています。

15番～課している会社なり、事業のうまく行つていよいという様な理由はありませんか。

市長～それは滞納するからにはたしかに、そこにうまく行つてない所がある、納めきれんだろうと思つていますが、これは調査をしないとはつきり、その会社の信用にもなりますので、その内容は今の所一寸私に事実知らないことであり、又調査して見ないと、そこは会社がほろびかけておるのかどうかという事は一寸ここでは申上げられん訳です。

15番～課長はその面で調べた事がありますか。

財政課長～赤字の会社はあることはあります。

7番～累進税の基礎控除について、農業所得の課税対象とはどうなつておりますか。

市長～先き申上げました様に年間 165 ドルとなつております。

3番～先き滞納の収取におきまして、60 % のを 40 % を見越しておられるという事でありますが課長さんは例年の実績によつてそれだけ見越せ越しておるという事でありますが、結局本年度は 3 名増員をし、それに先程の市長さんのお話しじは、これによつて 90 % の目標を置くという事でありますが、そうなつた場合には来年度中には目標額に達するという事は出来ないと思いますが、市長さんの 3 名増員してのこの目標と現在予算に計上されている所の額との関連はどうなついるか。

市長～今おつしやる 90 % は前税成績としての 90 % を出してあります。滞納の部分だけののはあれに申上げてなかつた訳であります。

3番～納税ですね。

市長～はい納税全般の成績が大体その位いく訳です。

3番～それで結局課長の先きの答弁は例年の実績をおさえてこれだけ計上されておるという事でありますが、3名増員してもやつぱしそういう実績によるものか、そういう実績であるのかもつと向上されんかどうかですね。

のと取り得ない事態におちいる者が出て来はせんかと思うんです。だから100%これを見積る事は到底不可能ぢやないかとう思つて、それで80%をおさえたのは、まず予算を健全に持つて行きたいために、これだけ課してある事を自分は解しやすくしています。

15番～課している会社なり、事業のうまく行つていないという様な理由はありますか。

市長～それは滞納するからにはたしかに、そこにうまく行つてない所がある、納めきれんだろうと思つていますが、これは調査をしないとはつきり、その会社の信用にもなりますので、その内容は今の所一寸私に事実知らないことであり、又調査して見ないと、そこは会社がほろびかけておるのかどうかという事は一寸ここでは申上げられん訳です。

15番～課長はその面で調べた事がありますか。

財政課長～赤字の会社はあることはあります。

7番～累進税の基礎控除について、農業所得の課税対象はどうなつておりますか。

市長～先き申上げました様に年間165ドルとなつております。

3番～先き滞納の税収におきまして、60%のを40%を見越しておられるという事でありますが課長さんは例年の実績によつてそれだけ見越せ越しておるという事であります。結局本年度は3名増員をし、それに先程の市長さんのお話しどうは、これによつて90%の目標を置くという事でありますが、そうなつた場合には来年度中には目標額に達するという事は出来ないと思ひますが、市長さんの3名増員してのこの目標と現在予算に計上されている所の額との関連はどうなついるか。

市長～今おつしやる90%は前税成績としての90%を出してあります。
滞納の部分だけののはあれに申上げてなかつた訳であります。

3番～納税ですね。

市長～はい納税全般の成績が大体その位いく訳です。

3番～それで結局課長の先きの答弁は例年の実績をおさえてこれだけ計上されておるという事でありますが、3名増員してもやつぱしそういう実績によるものか、そういう実績であるのかもつと向上されんかどうかですね。

議長～暫休憩いたします。(午後12時22分)

議長～再開いたします。(午後12時24分)

4番～事業税の増が17,783ドル増になつておりますが、この説明資料によりますと、各々の課税標準額がはつきり示されておりますが、その査定についてどういうふうに査定されたか、それについて尚又その内訳の中の特別法人というのがあります、普通法人と特別法人の違いですね。今のこれだけの査定がですね、何に基づいてこれだけの見積り額を出したかという事であります。

助役～その方は主に法人関係でありますて、法人の方が前年度においては13,680ドルしか賦課されておりませんですが、今年度においては3万ドル越しておりますので、法人の方の増が多くなつております。この方は63年度の実績によつて本年度の方は計上してあります。

4番～それから個人の場合は、この85,500ドル或は2,500ドル・2万ドル・1万ドル・1千ドル・7千5百ドル・ユーロドルといつた様なこの数字は何に基づいておられますか。

助役～納稅法にも書いて。

4番～いやその額ですね、これだけの額。

助役～実績によつて本年度の実績によつて稅法によつて計上してある訳です。

4番～本年度はこれだけの実績があつたという訳ですか。そうすると各々義務所への各事業者の申告がなされておりますが、これとは全然関係がない訳ですか、或は又事業税の場合の申告が納稅義務者の、義務者になつておりますが、それも全然対象にしてない訳ですか、或は又その納稅義務者の申告はなされているかどうか。

市長～今のお話しさは課長会議で待ちたいといつておりますが、今まで聞いて大体申告をさせております。更に義務所からも資料を取りよせてやつている訳です。今までには新規なんかになりますというと、義務所にもない様なものは申告を参考にして査定している様です。私の聞いているのはそういうふうなかつこうでやつているという事です。一応こまかい所は課長さんからその査定方法は説明して戴きます。

議長～暫休憩いたします。(午後12時22分)

議長～再開いたします。(午後12時24分)

4番～事業税の増が17,783ドル増になつておりますが、これの説明資料によりますと、各々の課税額額額がはつきり示されておりますが、その査定についてどういうふうに査定されたか、それについて尚又その内訳の中の特別法人というのがあります。普通法人と特別法人の違いですね。今のこれだけの査定がですね、何に基づいてこれだけの見積り額を出したかという事であります。

助役～その方は主に法人関係であります。法人の方が前年度においては13,680ドルしか賦課されておりませんが、今年度においては3万ドル越しありますので、法人の方の増が多くなつております。この方は63年度の実績によつて本年度の方は計上してあります。

4番～それから個人の場合は、この85,500ドル或は2,500ドル・2万ドル・1万ドル・1千ドル・7千5百ドル・1千ドルといつた様なこの数字は何に基づいておりますか。

助役～納税法にも書いて。

4番～いやその額ですね。これだけの額。

助役～実績によつて本年度の実績によつて税法によつて計上してある訳です。

4番～本年度はこれだけの実績があつたという訳ですか。そうすると各々税務所への各事業者の申告がなされておりますが、これとは全然関係がない訳ですか。或は又事業税の場合の申告が納税義務者の、義務になつておりますが、それも全然対象にしてない訳ですか。或は又その納税義務者の申告はなされているかどうか。

市長～今のお話しさは課長会議で待ちたいといつておりますが、今まで聞いて大体申告をさせております。更に税務所からも資料を取りよせてやつている訳です。今までには新規なんかになりますというと、税務所にもない様なものは申告を参考にして査定している様です。私の聞いているのはそういうふうなかつこうでやつているという事ですので、一応こまかい所は課長さんからその査定方法は説明して戴きます。

助 役～もうユツ特別法人の事が出ておりましたですが、この方は本市の方では農業組合の方々所だけで、この方は今の所現われておりません。

4 番～当然査定の対象になれば外の場合でも実績による或は又実態をはあくしての見積りじやなくして、あくまでも実績や或は又今年度これだけ見積られるといつた様な想定のもとにやつているならば、なぜ特別法人（農業組合）だけの所得は査定出来ないのか、或は見積れなかつたのか。

助 役～所得の方はこれは法人関係は、その年度年度において變つておる誤でございまして、当初予算においては見積つておりませんが、実績によつて査定して行きたいと思つております。

4 番～いやこつち現わしてない理由ですよ、私の聞いているのは。

助 役～査定の方はやつておりますので。

4 番～他の法人については査定はしておりますが、この特別法人に対しては査定をしなくともよいという意味ですか。

助 役～そういう意味ではありません。こつちに現わされてないので。

4 番～他の法人においては一応は今年度の実績によつてですね、これだけ査定して、しかし特別法人は全然査定しないという理由はどこにありますか、査定出来ないという事ですか。

助 役～してないという事はですね、まだ査定されてないというだけで、課さないという意味ではございません。

4 番～大体どの程度を見積れますか。

助 役～その方は、はつきりしません数字を出してみんことには。

4 番～予算を計上する場合に一応はそれは見積りとか、或は又査定の対象になる資料については全然収集していない誤ですか。

助 役～現在のところはしてありません。

1 番～不動産取得税の課税標準40万ドル計上されておりますが、この数字の中には先に当局がお答えになりました100件余りの外人住宅の不動産取得税が含まれているかどうか御聴明願います。

市 長～それは前の古いものは取得されたのもあると思いますが、新しいく

助 役～もう1ヶ特別法人の事が出ておりましたですが、この方は本市の方では農業組合の方1ヶ所だけで、この方は今の所現われておりません。

4 番～当然査定の対象になれば外の場合でも実績による或は又実態をはあくしての見積りじやなくして、あくまでも実績や或は又今年度これだけ見積られるといつた様な想定のもとにやつているならば、なぜ特別法人(農業組合)だけの所得は査定出来ないのか、或は見積れなかつたのか。

助 役～所得の方はこれは法人関係は、その年度年度において變つておる訳でございまして、当初予算においては見積つておりませんが、実績によつて査定して行きたいと思つております。

4 番～いやこつち現わしてない理由ですよ、私の聞いているのは。

助 役～査定の方はやつておりませんので。

4 番～他の法人については査定はしてありますが、この特別法人に対しては査定をしなくてもよいという意味ですか。

助 役～そういう意味ではありません。こつちに現わされてないので。

4 番～他の法人においては一応は今年度の実績によつてですね、これだけ査定して、しかし特別法人は全然査定していないという理由はどこにありますか。査定出来ないという事ですか。

助 役～してないという事はですね、まだ査定されてないというだけで、譲さないという意味ではございません。

4 番～大体どの程度を見積れますか。

助 役～その方は、はつきりしません数字を出してみんことには。

4 番～予算を計上する場合に一応はそれは見積りとか、或は又査定の対象になる資料については全然収集していない訳ですか。

助 役～現在のところはしてありません。

1 番～不動産取得税の課税標準40万ドル計上されておりますが、この数字の中には先に当局がお答えになりました100件余りの外人住宅の不動産取得税が含まれているかどうか御説明願います。

市 長～それは前の古いものは取得されたのもあると思いますが、新しいく

これだけ取得するものの見積りです。

1 番～この場合にいわゆる着工までは未だ全然課税も何もされてないという様なことでございますが、その100件というのが、この数字の中に計上されておるのかどうか、それについて一応お答え願います

市長～この問題は後でお答えいたします。

5 番課長の方に質問いたします。固定資産税について、この固定資産税の課税の予算額の計示に当りまして、課税標準の最高はいくらですか、土地・家屋・償却資産、各種別に説明して下さい。

市長～一寸数字の方は私の方ではにぎつておりません。

助役～予算案の方に表わしてありますのは平均をおさえてやつておりますので、最高の方については何しておりますんのぞ、平均を申上げますと宅地の方が2,50ドル、団が0.60ドル、畠が\$0、ララ家屋が、\$24 そういう計算であります。この方法は政府の指示に従う。政府が交付税の対象として各市町村の方に指示して来た額です。

5 番～これは一応標準高の設定は政府の見解で統一するという事になる訳ですか、一応それはうなずけますが、この今説明された額は課税客体、個々に適切に適応させてありますか、先に平均という言葉がありましたが、その意味をもつとおり下げるに納得出来る様に説明して下さい。標準額は分ります、最高はいわゆる政府の指示によつて最高標準額はこういうふうになつているんだと、意味はわかるんですね。

助役～最高じやない標準です。

5 番～ですから一例はあくまでも42,856ドル計上した基礎算定です。算定基礎があくまでもそれは最低から最高の標準額はあるはずですが、然も個々の現金は平均しては出さないはずで、個々の立場であくまでも個々ですね、その場合に最高はいくらですか、結局今説明されたのがいわゆる最高ですね。

助役～いやこれは平均です。

5 番～私が聞いているのは個々のです。これは平均して算定してないはずで、4258ドルは平均してこれだけになるんですか。

市長～査定の方ででしょうね。

5 番～予算計上は一応平均でもかまいません、予算ですからこれはかまい

これだけ取得するものの見積りです。

1 番～この場合にいわゆる着工までは未だ全然課税も何もされてないという様なことでございますが、その100件というのが、この数字の中に計上されておるのかどうか。それについて一応お答え願います

市長～この問題は後でお答えいたします。

5 番～番長の方に質問いたします。箇定資産税について、この箇定資産税の課税の予算額の計示に当りまして、課税標準の最高はいくらですか。土地・家屋・償却資産・各種別に説明して下さい。

市長～一寸数字の方は私の方ではにぎつておりません。

助役～予算案の方に表わしてありますのは平均をおさえてやつておりますので、最高の方については何しておりませんので、平均を申上げますと宅地の方が2,50ドル・田が0,60ドル・畑が\$0、55家屋が、\$24 そういう計算であります。この方法は政府の指示に従う。政府が交付税の対象として各市町村の方に指示して来た額です。

5 番～これは一応標準高の設定は政府の見解で統一するという事になる訳ですか。一応それはうなづけますが、この今説明された額は課税客体～個体、個々に適当に適応させてありますか。先に平均という言葉がありましたから、その意味をもつとおり下げる結果得出きる様に説明して下さい。標準額は分ります、最高はいわゆる政府の指示によつて最高標準額はこういうふうになつているんだと、意味はわかるんですね。

助役～最高じやない標準です。

5 番～ですから一例はあくまでも42,856ドル計上した基礎算定です。算定基礎があくまでもそれは最低から最高の標準額はあるはずですが、然も個々の税金は平均しては出さないはずです。個々の立場であくまでも個々ですね、その場合に最高はいくらですか、結局今説明されたのがいわゆる最高ですね。

助役～いやこれは平均です。

5 番～私が聞いているのは個々のです。これは平均して算定してないはずです。4258ドルは平均してこれだけになるんですか。

市長～査定の方ででしょうね。

5 番～予算計上は一応平均でもかまいません、予算ですからこれはかまい

ませんが、一応平均の数字でもここに計上するからには、やはり最高いくらというふうな見透しをたてて、そして大体の予算額といふ二つ目に現われてくるはずです。

助役～予算がですね平均を押えて。

5番～だから平均でもですね、そうすると今平均を押えているという事でございますが、この1例をとりますと建物の政府指示による最高料金は24\$になります。

助役～最高という意味ではございません。

5番～平均、そうすると最高はこれの3倍、4倍になることもあり得る訳ですね、それじやお伺いします。私のお聞きしておりますのは、先きから最高であります。市当局がですよ現在市内における固定資産の課税対象である所の客体ですね、これに対して今までに固定資産税を貴方々は賦課して来たはずです。そこで前年度までの実績でも結構ですから、最高いくらの標準がありますか。予算に対して説明できませんでしたら、63年度分までの実績でも良いですから。

財政課長～現在固定資産の課税として評価されております。宅地1件が

5番～一寸待つて下さい。等級1等という説明は不要です。最高いくらかをですね、件数別に説明して下さい。

財政課長～4ドル80セントです。

5番～なんですか。

財政課長～1等です。

5番～宅地ですね。(はい) 4ドル80セント

財政課長～田の方方が1等が65セント

5番～一寸待つて下さい。田の方が~~~65セントです。
畑がいくらですか。

財政課長～45セントその次に軍用地の特殊地域というのがあります。それは70セントにしてあります。2等です。

5番～1等で良いです。質問の趣旨を良くみみに置いて答弁して下さい。
今の説明では4ドル80セント、65セント、45セント、70セ

ませんが、一応平均の数字でもここに計上するからには、やはり最高いくらというふうな見透しをたてて、そして大体の予算額というこつちに現われてくるはずです。

助役～予算がですね平均を押えて。

5番～だから平均でもですね、そうすると今平均を押えているという事でございますが、この1例をとりますと建物の政府指示による最高料金は24ドルになります。

助役～最高という意味ではございません。

5番～平均、そうすると最高はこれの3倍、4倍になることもあり得る訳ですね。それじゃお伺いします。私のお聞きしておりますのは、先きから最高であります。市当局がですよ現在市内における鑑定資産税の課税対象である所の客体ですね、これに対して現在まですでに鑑定資産税を貴方々は賦課して来たはずです。そこで前年度までの実績でも結構ですから、最高いくらの標準がありますか。予算に対して説明できませんでしたら、63年度分までの実績でも良いですから。

財政課長～現在鑑定資産の課税として評価されております。宅地1件が

5番～一寸待つて下さい。等級1等という説明は不要です。最高いくらかをですね。件数別に説明して下さい。

財政課長～4ドル80セントです。

5番～なんですか。

財政課長～1等です。

5番～宅地ですね。(はい) 4ドル80セント

財政課長～田の方方が1等が65セント

5番～一寸待つて下さい。田の方が~~~65セントです。
畑がいくらですか。

財政課長～45セントその次に軍用地の特殊地域というのがあります。それは70セントにしてあります。2等です。

5番～1等で良いです。質問の趣旨を良くみみに置いて答弁して下さい。
今の説明では4ドル80セント。65セント。45セント。70セ

ントというふうな説明がありましたね、これは現年度予算の場合にもこの標準によつて一店は標準額を出された訳ですか。63年度、現年度予算はこれで算定して出された訳ですね。

お伺いいたします。畳45セントというのは畳そのものは現実に畳として使用されているものは、畳としてみなされている訳ですか。或は登記上公簿上畳になつているのを畳としてみなされている訳ですか、この畳というものは市の場合はどういうふうにあつかつているんですか、公簿上の畳ですか、実質上の畳ですか。

財政課長～公簿上の畳です。

5番～そこら辺がはつきしないのでお伺いします。公簿上の畳の場合であるのか、登記簿に畳とあろうが田んぼとあろうが現在の状態がはあくされておりますか。

財政課長～特に宅地の場合ですね。

5番～畳を聞いているんです、私は

財政課長～そうです。

5番～そうですというは。

財政課長～公簿上ですね、中にはですね公簿上というふうになつていても、その中に家が建つているもんですね、それは宅地とみなされています

5番～宅地とみなされている理由をいつて下さい。今のような例はそういうふうにやられるんですか。他のいわゆる宅地が畳になつているものはどうしますか。それ以外はあくまで公簿上畳となつているのは畳と、そのままみなして課税の対象にして宅地の場合だけそういうふうに現実を対象にされている理由は何ですか。いわゆる現に公簿上では畳になつているが実際には宅地として利用されているのは、宅地として取扱いなされているという説明でしょう、他はそうではないという。例えば現に1号棟のそばに実際ありますね、これは何も建つておりませんよ。公簿も畳、現に畳であるとこういうのはあくまで畳として、畳の場合も最高65セントを査定する訳ですか。

財政課長～そうです。

5番～これ税法上どういうふうになつておりますか。税法上は現実主義でなつておりますね、そうすると現実主義で課税をしなくちゃいけないのに今の説明によりますと一所そうちある所もあるし、一部そうじやないという所もあるというは、いかなる理由があつてのそういうやり方ですか。

ントというふうな説明がありましたね。これは現年度予算の場合にもこの標準によつて一応は標準額を出された訳ですか。63年度、現年度予算はこれで算定して出された訳ですね。

お伺いいたします。烟4ラセントというのは煙そのものは現実に煙として使用されているものは、煙としてみなされている訳ですか。或は登記上交簿上煙になつているのを煙としてみなされている訳ですか。この煙というのは市の場合はどういうふうにあつかつているんですか。交簿上の煙ですか。実質上の煙ですか。

財政課長～交簿上の煙です。

5番～そちら辺がはつきしないのでお伺いします。交簿上の煙の場合であるのか、交簿に煙とあろうが田んぼとあろうが現在の状態がはあくされておりますか。

財政課長～特に宅地の場合ですね。

5番～煙を聞いているんです。私は

財政課長～そうです。

5番～そうですといひます。

財政課長～交簿上ですね。中にはですね交簿上というふうになつていても、その中に家が建つてゐるもんですね、それは宅地とみなされています

5番～宅地とみなされている理由をいつて下さい。今の様な例はそういうふうにやられるんですか。他のいわゆる宅地が煙になつているものはどうしますか。それ以外はあくまで交簿上煙となつてゐるのは煙と、そのままみなして課税の対象にして宅地の場合だけそういうふうに現実を対象にされている理由は何ですか。いわゆる現に交簿上では煙になつてゐるが実際には宅地として利用されているのは、宅地として取扱いなされているという説明でしよう。他はそうでないといひ。例えば現に1号線のそばに実際ありますね。これは何も建つておりませんよ。交簿も煙。現に煙であるところいうのはあくまで煙として、煙の場合も最高6.5セントを査定する訳ですか。

財政課長～そうです。

5番～これ税法上どういうふうになつておりますか。税法上は現実主義でなつておりますね。そうすると現実主義で課税をしなくちやいけないのに今の説明によりますと一所そうである所もあるし、一部そうじやないという所もあるというの、いかなる理由があつてのそういうやり方ですか。

財政課長～宅地とりますと、建物が立つて始めてですね、宅地とみなされる
というふうな税法上の解しやすくからそういうふうになつております

5番～それは税金はあくまでも交際公平があくまで原則であります。それでは普通
であつて例外というのがあるはずですが税金の一部の例外はあつても、こういう箇定資産税の課税いわゆる評価その他の点において、理由にもならない事を理由にして現実にそういうふうな課税をやつておられるという説明を開いて非常に納得できません。そこで責任者である市長にお伺いします。課長の説明で固定資産の課税標準、いわゆる評価がこれは税法その他又事務処理その他の面からいつて妥当じやないという事は明白又事実であります。それに対して市長はそれでも良いじやないかというふうなお考えでありますか、それとも過去においてそれじやいかないというふうに気がつかれて。

5番～課税標準がそういうふうな取扱いをしているというふうな課長の説明であります。そうでしよう課長。

財政課長～はい。

5番～それは大いに結構であります。只私が申上げたのは、全部そういうふうに全課税客体をそういうふうな公平な取扱をするなら良いんですが、一部だけして一部はやつてないというのは不合理じやないかというのが私の不満であります。それに対してそれで良いと思われますか。

市長～建物というのは、もう次々建つのでこちらの査定員がまわつて調査をした時にキヤツチされた分はたしかに、その通り課されると思いますが、知らぬまに建つてしまつたのは時には漏れも出て来るかと思いますが、その漏れは出来るだけ出さない様に、こことしても課税客体を充分にキヤツチする様に努力しております。

5番～更に質問を続けます。仮りにここに2,000坪位の一定敷地があります。そこは全部公簿上は地目は細になつております。しかし現実には100坪以外は全部建物が建つていないからとして普通はこれはどういうふうな処理をされますか。

市長～大きな筆でその一角に建物が建つておつたり或は細と粗敷とか境界が判然としない様な所は貴方の敷地はどこどこに区切りますかというふうに主とも話して宅地はその所からいく坪というふうに決めるべきだと思つております。

5番～私の質問に對して只今の答弁は完全に方向違ひだと思います。私が今申上げましたのは2,000坪の一定の地域におきまして100坪以外は全部いわゆる建物が建っています。しかし公簿上はその内は全

財政課長～宅地といますと、建物が立つて始めてですね、宅地とみなされる
というふうな税法上の解しやすくからそういうふうになつております

5 番～それは税金はあくまでも交際公平があくまで原則であります。そして普普通
であつて例外というのがあるはずですが税金の一部の例外はあつて
も、こういう箇定資産税の課税いわゆる評価その他の点において、
理由にもならない事を理由にして現実にそういうふうな課税をやつ
ておられるという説明を聞いて非常に納得できません。そこで責任
者である市長にお伺いします。課長の説明で箇定資産の課税標準、
いわゆる評価がこれは税法その他又事務処理その他の面からいつて
妥当じやないという事は明白又事実であります。それに対して市長
はそれでも良いじやないかというふうなお考えでありますか、それ
とも過去においてそれじやないかというふうに気がつかれて。

5 番～課税標準がそういうふうな取扱いをしているというふうな課長の説
明であります。そうでしよう課長。

財政課長～はい。

5 番～それは大いに結構であります。只私が申上げたのは、全部そういう
ふうに全課税客体をそういうふうな公平な取扱をするなら良いんで
すが、一部だけして一部はやつてないというのは不合理じやないか
というのが私の不満であります。それに対してそれで良いと思われ
ますか。

市 長～建物というのは、もう次々建つのぞこちらの査定員がまわつて調査
をした時にキヤツチされた分はたしかに、その通り課されると思
いますが、知らぬ間に建つてしまつたのは時には漏れも出て来るかと
思いますが、その漏れは出来るだけ出さない様に、こことしても課
税客体を充分にキヤツチする様に努力しております。

5 番～更に質問を続けます。仮りにここに2,000坪位の一定敷地がありま
す。そこは全部公簿上は地目は畠になつております。しかし現実に
は100坪以外は全部建物が建つていないからとして普通はこれは
どういうふうな処理をされますか。

市 長～大きな筆でその一角に建物が建つておつたり或は畠と屋敷とか境界
が判然としない様な所は貴方の敷地はどこどこに区切りますかとい
うふうに主とも話して宅地はその所からいく坪というふうに決める
べきだと思つております。

5 番～私の質問に対して只今の答弁は完全に方向違ひだと思います。私が
今申上げましたのは2,000坪の一定の地域におきまして100坪以
外は全部いわゆる建物が建つています。しかし公簿上はその内は全

部地目は畠であります。その場合にいわゆる100坪以外は全部立つていて100坪は現にあいております。公簿上の畠はその畠に対して課税標準は畠の6.5セントを適用しますか。

市長～今おつしやる様にいわゆる畠の中には内畠といつて大きく野さい畠等もありますが、それは一応その地主の畠に入れるか或は耕地にするかはその主との話によつて決められるかと思います。

5番～市長の答弁は未だ私の質問をのみ込んでおられないのか、それとも故意に答弁をそらしておられるのかはつきり納得出来ませんので、もう～もう1回くり返します。この地目を変えた方が良いかどうかは私の質問ではありません。課税標準は先きの課長の説明からしますと、公簿上の地目が何であれ実状に照して、いわゆる現在の時点においても価値の面から調査して課税標準をやるべきであるといつた様な課長の説明がありました。税法上も多分そうなつているはずです。私が申上げたのは、この点において1例を挙げた訳であります。2000坪の仮りに一定地域においてその2,000坪は全部建物が建つてゐる。つまり住宅地域であるか、商業地域であるか騒かりませんがとにかく畠でなくて実際は全部建物が出来ている。建つていないのは100坪だけであつた場合その100坪の公簿上畠の土地に対する課税標準は6.5セントというのは畠の場合の件を適用されるのか、それともその他に考え方がありましたらという点であります。

市長～難しい問題ですね。2,000坪の中に全部建物が建つて畠が100坪あるんですね。

5番～2,000坪の内ですね、100坪以外はそれぞれ建物として使用している。つまり100坪だけはまだいわゆる使用されてないぞ、そのままくさがはえているままのがある訳ですね。その100坪の外の1,900坪公簿上は全部地目は畠であると、そこで全部畠ではあるんですが、現実において使用は建物として建物の敷地として使用されている。そういうふうな環境にある畠の100坪はですね、課税客体として課税する場合、課税標準はどういうふうな設定をやりますか。

市長～私が査定に行くならば、一応行つて見てそれが畠であればですね、畠で事実あつて何も宅地として見なされる所でなければ、畠として課します。

5番～そうすると、その100坪位が3,000米、5,000米地中にあなたが開いていた場合はですね。今の市長がいわれる例外もあるでしょう、そばで他の1,900坪と同様な平たん面積であつた場合ではどうですか。

部地目は畠であります。その場合にいわゆる100坪以外は全部立つていて100坪は現にあいております。公簿上の畠はその畠に対して課税標準は畠の65セントを適用しますか。

市長～今おつしやる様にいわゆる屋敷の中には内畠といつて大きく野さい畠等もありますが、それは一応その地主の屋敷に入れるか或は耕地にするかはその主との話合によつて決められるかと思います。

5番～市長の答弁は未だ私の質問をのみ込んでおられないのか、それとも故意に答弁をそらしておられるのかはつきり納得出来ませんので、もう一度もう1回くり返します。この地目をえた方が良いかどうかは私の質問ではありません。課税標準は先きの課長の説明からしますと、公簿上の地目が何であれ実状に照して、いわゆる現在の時点においても価値の面から調査して課税標準をやるべきであるといつた様な課長の説明がありました。税法上も多分そうなつているはずです。私が申上げたのは、この点において1例を挙げた訳であります。2000坪の仮りに一定地域においてその2,000坪は全部建物が建つてゐる。つまり住宅地域であるか、商業地域であるか騒かりませんがとにかく畠でなくて実際は全部建物が出来ている。建つていないのは100坪だけであつた場合その100坪の公簿上畠の土地に対しても課税標準は65セントというのは畠の場合の件を適用されるのか、それともその他に考え方がありましたらという点であります。

市長～難しい問題ですね。2,000坪の中に全部建物が建つて畠が100坪あるんですね。

5番～2,000坪の内ですね、100坪以外はそれぞれ建物として使用している。つまり100坪だけはまだいわゆる使用されてないで、そのまま畠がはえているままのがある訳ですね。その100坪の外の1,900坪公簿上は全部地目は畠であると、そこで全部畠ではあるんですが、現実において使用は建物として建物の敷地として使用されている、そういうふうな環境にある畠の100坪はですね、課税客体として課税する場合、課税標準はどういうふうな設定をやりますか。

市長～私が査定に行くならば、一応行つて見てそれが畠であればですね。畠で事実あつて何も宅地として見なされる所でなければ、畠として課します。

5番～そうすると、その100坪位が3,000メートル・5,000メートル地中にあなたが開いていた場合はですね。今の市長がいわれる例外もあるでしょう、それで他の1,900坪と同様な平たん面積であつた場合ではどうですか。

市長～それでも同じです。

5番～それでも。

市長～だがこれだけの2,000坪の土地がありますね、100坪だけ残してみんな宅地になっていますですね、それだけ貴方が宅地が現あるとしたならば、これは当然宅地としてみなすべきです。

5番～いや地目ですよ。

市長～屋敷も全部あつてですね、とびとびに内畠というふうに宅地の中にわみたいな小さな畠を作るんだつたら、それは畠としては見なせません。

5番～簡単にいいましょう、質問しましよう、市長さんが仮に財政課長であると仮定します、課税の事務処理の責任者と仮定します、その場合今の例の100坪にはですね、宅地として適用されますか、或は畠として適用されますか。

市長～私だつたらですね、屋敷がはつきりして、これからは屋敷とはつきりしてもらつて、その通りみなします。

5番～私がいつた所は真中ですよ。

市長～ありかたは1ヶ所に集っていますか。

5番～はい、1ヶ所にです、ちゃんと囲つてあります。

市長～ちゃんと畠として、これは屋敷と区切を付けてありますか。

5番～1,900坪はもうみんなブロックで囲つてですね。

市長～これは畠です。

5番～地目も畠ですよ。

市長～地目も畠・又使用中のも畠でしょう。

5番～はい使用も畠です。

市長～じやこれは問題ないんじやないですか、その通り畠です。

5番～その通りでありますか、財政課長は先私はその現状の利用価値からいわゆる評価をしてそして課税評価をしてあるといつていきました。

市長～それでも同じです。

5番～それでも。

市長～だがこれだけの2,000坪の土地がありますね、100坪だけ残してみんな宅地になつていますですね。それだけ貴方が宅地が現あるとしたならば、これは当然宅地としてみなすべきです。

5番～いや地目ですよ。

市長～屋敷も全部あつてですね。とびとびに内畠というふうに宅地の中にわみたいな小さな畠を作るんだつたら、それは畠としては見なせません。

5番～簡単にいいましょう、質問しましょう。市長さんが仮に財政課長であると仮定します。課税の事務処理の責任者と仮定します。その場合今の例の100坪にはですね、宅地として適用されますか。或は畠として適用されますか。

市長～私だつたらですね、屋敷がはつきりして、これからは屋敷とはつきりしてもらつて、その通りみなします。

5番～私がいつた所は真中ですよ。

市長～ありかたは1ヶ所に集つていますか。

5番～はい、1ヶ所にです、ちゃんと囲つてあります。

市長～ちゃんと畠として、これは屋敷と区切を付けてありますか。

5番～1,900坪はもうみんなブロックで囲つてですね。

市長～これは畠です。

5番～地目も畠ですよ。

市長～地目も畠、又使用中のも畠でしょう。

5番～はい使用も畠です。

市長～じやこれは問題ないんじやないですか、その通り畠です。

5番～その通りでありますか、財政課長は先私はその現状の割用価値からいわゆる評価をしてそして課税評価をしてあるといつていきました。

市長～ちゃんと里敷として分けて、はつきりしているでしょう。

5番～私の質問の中にですね、その公簿上の地目は畠であるというのは明りようですよ、畠ではあるんです。

議長～暫休憩いたします。（午後1時28分）

議長～再開いたします。（午後1時30分）

5番～428,685の固定資産税算定に、この前年度課越、前年度の滞納課越分には何ヶ年分入れてありますか、一般質問に行われていた答弁におきまして、年度別税別未収額帳というのがおいてありますね。参考資料としてあいがつた資料に関連して、その8,200ドルというものはそれは大体それぐらいだろうとうい式で表してあるんですか、つまり滞納額に対しては、あくまでですね、先きのある議員の質問にもありましたが、当然収取すべきである。そういうふうな見地からですね、今年度予算にいわゆる計上する場合にも、いわゆる算定すべきであつて、そういうふうな立場からやりましたか、今までの滞納額がそのくらいあるから、その中から大体その位入れておこうというふうなそういうふうないわゆる根拠のない、只良い加減な考え方にもとづく8,200ドルですか。これはと申しますのは先き配られた4・5日前配られた56年度から62年度までの未収額帳による当局の作成による未収額帳の合計額は13,178ドルという金額を示しております。そこで一応参考に聞きますが、現年度はどの位の滞納額が課越として現われて来そうですか。

固定資産税だけに一応答えて下さい。固定資産税だけ、63年度における滞納は、固定資産税に関する場合どの位の大体予想がされておりますか。

財政課長～現年度においては徴収の実際からしまして74%はその他の滞納にまわしております。

5番～この場合後の26%は、金額はどの26%に相当する金額はどの位はどの位の金額ですか。

財政課長～この前示しました額の26%。

5番～いや今のは74%の徴収見込という訳でしよう、すると残された26%は滞納見込となる段ですね。その26%にそうとうする金額の説明を求めている訳です。予算議会でありますから、いかなる質問に対しても当局は即座に答弁説明出来ます様にあらゆる資料を準備して、そこに着席すべきであるのにどうも感心出来ない点がありますが、市長・助役にはその面に充分配慮されておりますか。

市長～ちゃんと屋敷として分けて、はつきりしているでしよう。

5番～私の質問の中にですね、その公簿上の地目は畠であるというのは
明りようですよ、畠ではあるんです。

議長～暫休憩いたします。(午後1時28分)

議長～再開いたします。(午後1時30分)

5番～428,68\$の箇定資産税算定に、この前年度繰越、前年度の滞納繰越
分には何ヶ月年分入れてありますか。一般質問に行われていた答弁に
おきまして、年度別税別未収額帳というのがおいてありますね。参考資料としてああいがつた資料に関連して、その8,200ドルという
のはそれは大体それぐらいだろうという式で表してあるんですか。
つまり滞納額に對しては、あくまでですね、先きのある議員の質問
にもありましたが、当然徴収すべきである。そういうふうな見地から
ですね、今年度予算にいわゆる計上する場合にも、いわゆる算定
すべきであつて、そういうふうな立場からやりましたか。今までの
滞納額がそのくらいあるから、その中から大体その位入れておこう
というふうなそういうふうないわゆる根拠のない、只良い加減な考
え方にもとづく8,200ドルですか。これはと申しますのは先き配
られた4・5日前配られた56年度から62年度までの未収額帳によ
る当局の作成による未収額帳の合計額は13,178ドルという金額を示
しておりますが、そこで一応参考に聞きますが、現年度はどの位
の滞納額が繰越として現われて来そうですか。
箇定資産税だけに一応答えて下さい。箇定資産税だけ、63年度に
おける滞納は、箇定資産税に関する場合どの位の大体予想がされて
おりますか。

財政課長～現年度においては徴収の実際からしまして74%はその他の滞納
にまわしております。

5番～この場合後の26%は、金額はどの26%に相当する金額はどの金
額はどの位の金額ですか。

財政課長～この前示しました額の26%。

5番～いや今のは74%の徴収見込という訳でしよう、すると残された2
6%は滞納見込となる訳ですが、その26%にそうとうする金額の
説明を求めている訳です。予算議会でありますから、いかなる質問
に対しても当局は即座に答弁説明出来ます様にあらゆる資料を準備
して、そこに着席すべきであるのにどうも感心出来ない点がありま
すが、市長・助役にはその面に充分配慮されておりますか。

当局は今の台帳の説明資料を求められたら即座に出す義務があります。

市長～質問に対して資料に關係する問題がたくさん出ると思うんで、それに答弁出来る様に準備して取つて来るようにしてあります。

5番～現実においては出来てないです。これは指導監督がなつてないと思って良いですか、そう受け取つて。

市長～関連した資料については取つてくる様にいいつけてあります。

5番～そういうふうな消極的ではいかんじやないですか、市長さん

議長～暫休憩いたします。(午後1時47分)

議長～再開いたします。(午後1時50分)

5番～そうすると今年度予算に前年超過越し分として計上されたのは、該予算に計上されたのは、63年度の滞前分だけという事になる訳ですね。今の説明によりますと、そういうことになるんですが。56年から62年に至るまでの13,178ドル81セントの滞納額はこれは徴収を棄権された人ですか、市長さん

市長～徴収を棄権したんじやなくして、それだけ超過して、それだけ徴収する見込みです。

5番～いや予算に計上されたのは主張しております。徴収を棄権しましたという立証です。これは明らかに明りょうですよ。いかなるあやふやな答弁も許されません。私が今指摘した事実に若しそうじやないというんだつたら、理論的に一応当局はられでも良いですから説明して下さい。

市長～すみませんがもう1度。

議長～暫休憩いたします。(午後1時58分)

議長～再開いたします。(午後2時40分)

16番～現年度の執行状況の調定額は賦課額であるかどうか、全部賦課された額であるかどうか。

財政課長～そうです。

16番～ではお聞きいたしますが、新年度予算の調定額が141,400ドルしか5月末において134,000ドル約7,000ドル6,500ドル位の数字しか

当局は今の合帳の説明資料を求められたら即座に出す義務があります。

市長～質問に対して資料に関係する問題がたくさん出ると思うんで、それに答弁出来る様に準備して取つて来るようにしてあります。

5番～現実においては出来てないです。これは指導監督がなつてないと思って良いですか、そう受け取つて。

市長～関連した資料については取つてくる様にいいつけてあります。

5番～そういうふうな消極的ではいかんじやないですか、市長さん

議長～暫休憩いたします。(午後1時47分)

議長～再開いたします。(午後1時50分)

5番～そうすると今年度予算に前年度繰越し分として計上されたのは、該予算に計上されたのは、63年度の滞納分だけという事になる訳ですね。今の説明によりますと、そういうことになるんですが、56年から62年に至るまでの13,178ドル81セントの滞納額はこれは微収を棄権された人ですか。市長さん

市長～微収を棄権したんじやなくして、それだけ繰越しして、それだけ微収する見込みです。

5番～いや予算に計上されたのは主張しております。微収を棄権しましたという立証です。これは明らかに明りようですよ。いかなるあやふやな答弁も許されません。私が今指摘した事実に若しそうじやないというんだつたら、理論的に一応当局はられても良いですから説明して下さい。

市長～すみませんがもう1度。

議長～暫休憩いたします。(午後1時58分)

議長～再開いたします。(午後2時40分)

16番～現年度の執行状況の調定額は賦課額であるかどうか。全部賦課された額であるかどうか。

財政課長～そうです。

16番～ではお聞きいたしますが、新年度予算の調定額が141,400ドルしか5月末において134,000ドル約7,000ドル6,500ドル位の数字しか

考えられてないという事になりますと現年度の場合の当初予算から見ましてラ月未までの約30,000ドルの調定の端になつてある賦課の増ですね。しかし新年度においては7,000ドルしか見積られてないということについて、どういう点が前年度よりスムーズにいかないかどうか、その点について御説明願います。

議長～暫休憩いたします。(午後2時42分)

議長～再開いたします。(午後2時44分)

16番～お聞きしたいのはですね、前年度の調定、その課税客体自体が、尚ほつきりしないというふうな事があると、先きに御説明がありましたが、それから見ても7,000ドルしかそれはないと、実際にはあくした場合にはもう少しは上回るんだというような御説明でございますが、現年度の場合に当初予算から見た場合には約調定額が2万ドルから3万ドル増になつています、新年度予算の場合に現年度のように見積られない理由ですね。

助役～先きから御説明申上げましてある様に端になつてある分は個人じやなくして、法人の方が端になつておりますので現年度において予算の調定が出ておりますのは法人関係でございます。その点からしまして64年度の方も自然増的の分については現年度の調定と予算のひらきの様には出ていない様になつてある訳でございます。

16番～じやこの方は現年度において、調定額じやなくして賦課額において3万ドルは賦課しておるにもかかわらず、現年度予算において、それだけの才入が見積られなかつた点を御説明願いたいと思ひます。当然それだけの財源は調定額じやなくて賦課してありますので、9月を見た場合には121,000ドルという額になります。予算額においては8,900ドル、約3万ドルの財源がころがつていて、その3万ドルの収取というものが前年度において見積られない問題であつたかどうか、それから財政課長さんにお聞きいたしますがラ月未に134,000ドルというふうな答えになつておりますが、上司に対して、そういうふうな連絡がなかつたかどうか。

財政課長～調定後において裁決を受けております。

16番～市長さん3万ドルの財源がございますが前年度の追加更正をやらなくちやいけないというふうに考えられますが、3万ドルの財源を、現年度において事業面或は他の面において考えるべきであつたかどうか、その点なかつたかどうか。

議長～暫休憩いたします。(午後2時40分)

考えられてないという事になりますと現年度の場合の当初予算から見まして5月末までの約30,000ドルの調定の増になつてある賦課の増ですね。しかし新年度においては7,000ドルしか見積られてないということについて、どういう点が前年度よりスムースにいかないかどうか。その点について御説明願います。

議長～暫休憩いたします。(午後2時42分)

議長～再開いたします。(午後2時44分)

16番～お聞きしたいのはですね、前年度の調定、その課税客体自体が、尚ほつきりしないというような事があると、先きに御説明がありましたけれども、それから見ても7,000ドルしかそれはないと、実際にはあくした場合にはもう少しは上回るんだというような御説明でございますが、現年度の場合に当初予算から見た場合には約調定額が2万ドルから3万ドル増になつています。新年度予算の場合に現年度のように見積られない理由ですね。

助役～先きから御説明申上げましてある様に増になつてある分は個人じやなくして、法人の方が増になつておりますので現年度において予算の調定が出ておりますのは法人関係でございます。その点からしまして64年度の方も自然増的分については現年度の調定と予算のひらきの様には出でていない様になつてある訳でございます。

16番～じやこの方は現年度において、調定額じやなくして賦課額において3万ドルは賦課しておるにもかかわらず、現年度予算において、それだけの才入が見積られなかつた点を御説明願いたいと思います。当然それだけの財源は調定額じやなくて賦課してありますので、90%見た場合には121,000ドルという額になります。予算額においては8,900ドル、約3万ドルの財源がころがつていて、その3万ドルの税収というものが前年度において見積られない問題であつたかどうか。それから財政課長さんにお聞きいたしますが5月末に134,000ドルというふうな答えになつておりますが、上司に對して、そういうふうな連絡がなかつたかどうか。

財政課長～調定後において裁決を受けております。

16番～市長さん3万ドルの財源がございますが前年度の追加更正をやらなくちやいけないというふうに考えられます。3万ドルの財源を、現年度において事業面或は他の面において考えるべきであつたかどうか、その点なかつたかどうか。

議長～暫休憩いたします。(午後2時50分)

議長～再開いたします。（午後2時52分）

市長～これは徴収済みじやないので、一応徴収してみないと予算通りに入つて来るかどうかは心配な訳であります。ここは賦課額と予算額とを同額にしないで予算と区別しているのは、それだけ予算を健全に運営するために低くしてある訳です。

16番～予算を健全に運営と申しますけれども、予算の執行に当つては、賦課はこれだけやりながら、予算においては65%は妥当だという見解でござりますか。

市長～見積りとしては妥当だと思います。

議長～暫休憩いたします。（午後2時54分）

議長～再開いたします。（午後2時56分）

助役～予算においては、尙89,000ドルであつてというふうなかつこうで、結局は現年度において追加の必要はなかつたかという点でございますが、その方は予算に現年度として結局は90%, 80%計上する以上は、そないうふうな目標でもつてやるのが当然であります。8月末においてどうなるという事について結局は8月まで待たなければわからんという事になつた場合には、当然予算執行不能という面を考えなければいけないんじやないかと。そういうなにからしまして、63年度までは先きから申上げます様に課税客体のはあくが充分なされてない関係で予算と調定との数字が相当の開きがある様になつております。しかし今年度の予算編成、才入面におきましては、これをどうしても正常のあり方に持つて行かなければ、いかないんだうそういうこと結局は現年度においても滞納においても100%目標になるのが当然ではございますが、予算を堅実にする意図からいつて、70%或は80%滞納においては60%というふうになつてている訳でござりますが、今まで予算執行不能ということがあつたことは、全然ない訳です。と申上げますのは、結局は今先きから申上げるように調定と予算のひらきがあつたために、予算執行不能という事はあり得なかつた訳です。しかしながら64年度からにおいては結局予算の目標に対して仕事がなされてない場合においては、おのずから才出においても予算執行不能が出て来るんじゃないかと思つておる訳なんです。そういうながらしまして、結局は才入と才出のかみ合せを64年度は、64年度の予算からした場合においては相当のかみ合せをしない限り執行不能の差が出て来るはせんかと考える訳であります。しかしこれは先きから当用の方で答弁がございます様に100%を目標にして行くというふうにした場合には、あえて執行不能におちいるという事は考えられない訳であります。しかしながら前年までと現年度までの違うところ

議長～再開いたします。（午後2時52分）

市長～これは徴収済みじゃないので、一応徴収してみないと予算通りに入つて来るかどうかは心配な訳であります。ここは賦課額と予算額とを同額にしないで予算と区別しているのは、それだけ予算を健全に運営するために低くしてある訳です。

16番～予算を健全に運営と申しますけれども、予算の執行に当つては、賦課はこれだけやりながら、予算においては65%は妥当だという見解でござりますか。

市長～見積りとしては妥当だと思います。

議長～暫休憩いたします。（午後2時54分）

議長～再開いたします。（午後2時56分）

助役～予算においては、尙89,000ドルであつてというふうなかつこうで、結局は現年度において追加の必要はなかつたかという点でございますが、その方は予算に現年度として結局は90%、80%計上する以上は、そういうふうな目標でもつてやるのが当然でありますと、8月末においてどうなるという事について結局は8月まで待たなければわからんという事になつた場合においては、当然予算施行不能という面を考えなければいけないんじやないかと。そういうなにからしまして、63年度までは先きから申上げます様に課税客体のはあくが充分なされてない関係で予算と調定との数字が相当の開きがある様になつております。しかし今年度の予算編成。才入面におきましては、これをどうしても正常のあり方に持つて行かなければ、いかないんだうそういうこと結局は現年度においても滞納においても100%目標になるのが当然ではございますが、予算を堅実にする意味からいつて、70%或は80%滞納においては60%というふうになつている訳でございますが、今まで予算執行不能ということがあつたことは、全然ない訳です。と申上げますのは、結局は今先きから申上げる様に調定と予算のひらきがあつたために、予算執行不能という事はあり得なかつた訳です。しかし64年度からにおいては結局予算の目標に対して仕事がなされてない場合においては、おのずから才出においても予算執行不能が出て来るんじやないかと思つておる訳なんです。そういうなからしまして、結局は才入と才出のかみ合せを64年度は、64年度の予算からした場合においては相当のかみ合せをしない限り執行不能の差が出て来はせんかと考える訳であります。しかしこれは先きから当局の方で答弁がございます様に100%を目標にして行くというふうにした場合においては、あえて執行不能におちいるという事は考えられない訳であります。しかしながら前年度までと現年度までの違うところ

は結局は新年度予算に見積られている才入面の方は結局は現実に今まで以上に近い様に編成されておりますので、結局はその含みでもつて、執行にあたらんと、執行不能やややが出て来はせんかという心配をもつておる訳です。

16番～固定資産がですね、市長さんは先き65%が執行に当る時に妥当だという考え方でされど、それで助役も同じ見解ですか。

助役～だから65%というのは、そういう意味の65%ではございません。今までのありかたからして、そういうふうになつておつたというだけであります。だから結局は予算執行不能というのはあり得なかつたと、しかし64年度においては結局は60%という考え方があつたならば、予算執行不能におちいるという事であります。

16番～それは才入欠かんによつてですか。

助役～はい

16番～1月未となつていますけれど、助役としては才入面について欠かんが生じて来るんじやないかという心配がある様ですが、今度の予算の13,400ドルという課税客体はですね、はあくしたのはいつ頃ですか、これは賦課した時期が1月になつてゐる訳でしよう、課税客体をはあくした時期はいつですか。

財政課長～固定が12月31日というふうになつております。それからいろいろ変更がある訳ですね。

4番～財源獲得の面からお伺いしますが、この特別法人の場合ですね、市長さんにお伺いします。農協でありますが、従来課してなかつた理由ですね、それは課すべきだといった見解に立つて従来課してなかつた理由についてお伺いします。

市長～どういう理由で課さなかつたかは私は聞いておりません。

4番～課すべきであるかどうか、じやお答え願います。

市長～課すべきだつたということは今知つております。

4番～課すべきであるならば、何故新年度に課していないのか。

市長～要するにそういうのが課してないとすれば、キヤウチでなかつたという事になる。

4番～課してなければ、その理由ですね。

は結局は新年度予算に見積られている才入面の方は結局は現実に今まで以上に近い様に組成されておりますので、結局はその含みでもつて、執行にあたらんと、執行不能把柄やねが出て来はせんかという心配をもつておる訳です。

16番～鑑定資産がですね、市長さんは先き65%が執行に当る時に妥当だという考え方ですけれど、それで助役も同じ見解ですか。

助役～だから65%というのは、そういう意味の65%ではございません。今までのありかたからして、そういうふうになつておつたというだけあります。だから結局は予算執行不能というのはあり得なかつたと、しかし64年度においては結局は60%という考え方があつたならば、予算施行不能におちいるという事であります。

16番～それは才入欠かんによつてですか。

助役～はい

16番～5月末となつていますけれど、助役としては才入面について欠かんが生じて来るんじやないかという心配がある様ですが、今度の予算の13,400ドルという課税客体はですね、はあくしたのはいつ頃ですか、これは賦課した時期が5月になつてている訳でしよう、課税客体をはあくした時期はいつですか。

財政課長～調定が12月31日というふうになつております。それからいろいろ変更がある訳ですね。

4番～財源獲得の面からお伺いしますが、この特別法人の場合ですね、市長さんにお伺いします。農協であります。従来課してなかつた理由ですね、それは課すべきだといった見解に立つて従来課してなかつた理由についてお伺いします。

市長～どういう理由で課さなかつたかは私は聞いておりません。

4番～課すべきであるかどうか。じやお答え願います。

市長～課すべきだつたということは今知つております。

4番～課すべきであるならば、何故新年度に課していないのか。

市長～要するにそういうのが課してないとすれば、キヤウチしてなかつたという事になる。

4番～課してなければ、その理由ですね。

財政課長～法人税は課されるべきじやないというふうな・

4 番～課すべきじやないという考え方ぞ、そうすると市長や助役は課すべきだというし、課長は課すべきじやないといつた様な見解ですか。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時4分)

議 長～再開いたします。(午後3時7分)

18番～組合関係ですね、向こうの規程ですね、協同組合法によつてです。そういう法がありますが、あれでは払わなくても良いという様な規程があつたと思うんす。

4 番～その特別法人に対する課税対象額ですね、課税対象額は大体どの程度のものか、若し今日ではつきりお答え出来なければ早速隣りでありますので、大体その見通しを立ててこの2・3日中に御答弁願いたい。出来なければですね、はつきりと見税額として出さなければ出来るか、出来ないか。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時12分)

議 長～再開いたします。(午後3時15分)

財政課長～今までそういうことは考えておりませんでした。組合の方を調査しまして後でお答えいたします。

4 番～後で結構です。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時17分)

議 長～再開いたします。(午後3時20分)

5 番～事業税について質問いたします。それもいわゆる滞納課越分、この未徴収11,612ドルの中に滞納課越分6,250ドルの滞納者の内訳についてお聞きしたい段ですが、この6,250ドルはもち論滞納の何とかをおさえて計上したと思いますが、法人組織の会社がですね、滞納している額はどの位ありますか。事業税ですね。はつきりした数字がわからなかつたら大体でも結構ですから。64,7962ドルの実取入額の中、法人の事業税はどの位入つても万余ドルになつておりますか。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時26分)

議 長～再開いたします。(午後3時28分)

財政課長～法人税は課されるべきじやないというふうな・

4 番～課すべきじやないという考え方で、そうすると市長や助役は課すべきだというし、課長は課すべきじやないといつた様な見解ですか・

議 長～暫休憩いたします。(午後3時5分)

議 長～再開いたします。(午後3時7分)

18番～組合関係ですね、向こうの規程でですね。協同組合法によつてですね
そういう法がありますが、あれでは払わなくても良いという様な規
程があつたと思うんす。

4 番～その特別法人に対する課税対象額ですね、課税対象額は大体どの程
度のものか、若し今日ではつきりお答え出来なければ早速隣りであ
りますので、大体その見通しを立ててこの2・3日中に御答弁願い
たい。出来なければですね、はつきりと見積額として出さなければ
出来るか。出来ないか。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時12分)

議 長～再開いたします。(午後3時15分)

財政課長～今までそういうことは考えておりませんでした。組合の方を調査
しまして後でお答えいたします。

4 番～後で結構です。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時17分)

議 長～再開いたします。(午後3時20分)

5 番～事業税について質問いたします。それもいわゆる滞納額越分。この
未徴収 11,612ドルの中に滞納額越分 6,250 ドルの滞納者の内訳につ
いてお聞きしたい訳ですが、この 6,250 ドルはもち論滞納の何とか
をおさえて計上したと思いますが、法人組織の会社がですね、滞納
している額はどの位ありますか。事業税ですね。
はつきりした数字がわからなかつたら大体でも結構ですから。
64,7962ドルの実収入額の中、法人の事業税はどの位入つて 6 万余ド
ルになつてありますか。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時26分)

議 長～再開いたします。(午後3時28分)

5 番～今手許に資料がなければ良いですから、滞納している事業税ですね
この滞納している事業税は法人の分はどの位ありますか・割合でも
良いです・問合せても、およそても良いです・

財政課長～滞納の

5 番～事業税の滞納がですよ、この中法人がしめるおよそで良いですよ、
半分以上ありますか、或は半分以下ですか。

財政課長～これは10倍に近いです。

5 番～何んですか。

財政課長～10倍に近いです。

5 番～滞納ですか、この滞納額越分の。

財政課長～法人と個人の滞納額を引いて法人の滞納額がどの位あるかという訳
です。

5 番～事業税は滞納があるでしょう、事業税の滞納額の内ですね法人が、
滞納しているのはどの位ですか・割合でも結構です・額でも良いです・
問合せでも良いです・或は比較の表現でもよいです・個人より多いですか。

財政課長～多い。

5 番～そぞじや聞きますが、その多いというのは。

財政課長～滞納が多いのじやないです、収取は多いということです。

5 番～とにかくあらゆる税目でしょう、その1つの中の事業税、その事
業税の滞納額の中にですね、法人に関する滞納額がどの位あります
か・私の質問は今それですが、だからそのどの位かというものは資料
がなければ問合せでも結構です・そぞじや更に進めます・もしあれば
ですね、すぐ貴方が現在知っている範囲内においてですね、現在貴
方が知っている範囲内でどの会社がというふうに例を取つて指摘し
て下さい・できますか。

財政課長～出きます。

5 番～指摘して下さい。

5 番～今手許に資料がなければ良いですから、滞納している事業税ですね
この滞納している事業税は法人の分はどの位ありますか・割合でも
良いです・割合でも、およそでも良いです。

財政課長～滞納の

5 番～事業税の滞納がですよ、この中法人がしめるおよそで良いですよ、
半分以上ありますか、或は半分以下ですか。

財政課長～これは10倍に近いです。

5 番～何んですか。

財政課長～10倍に近いです。

5 番～滞納ですか。この滞納額越分の。

財政課長～法人と個人の滞納額を引いて法人の滞納がどの位あるかという説
です。

5 番～事業税は滞納があるでしょう、事業税の滞納額の内ですね法人が、
滞納しているのはどの位ですか・割合でも結構です・額でも良いです・割合でも良いです・或は比較の表現でもよいです・個人より多
いですか。

財政課長～多い。

5 番～そぞじや聞きますが、その多いというのは。

財政課長～滞納が多いのぢやないです。微取は多いということです。

5 番～とにかくあらゆる税目でしょう。その1ツの事項の事業税、その事
業税の滞納額の中にですね、法人に関する滞納額がどの位あります
か・私の質問は今それですが、だからそのどの位かというのは資料
がなければ割合でも結構です・そぞじや更に進めます・もしあれば
ですね、すぐ貴方が現在知つている範囲内においてですね・現在貴
方が知つている範囲内での会社がというふうに例を取つて指摘し
て下さい・できますか。

財政課長～出きます。

5 番～指摘して下さい。

5 番～いや今知つている範囲内で。

財政課長～今はわかりません。

5 ～わかりません。

財政課長～よくは分りません。

議 長～暫休~~を~~いたします。(午後3時34分)

議 長～再開いたします。(午後3時36分)

市 長～課長は課税台帳がないというが、全然ないという訳ではなくて。

5 番～全然ないといひつております。

市 長～それじや課税が出来ないです。

5 番～ですか私はそこを指摘している訳です。

5 番～私の質問はあくまでも課税台帳です。

市 長～はつきりはしておりません。

5 番～ですから課税台帳はありますか。

市 長～はい、台帳にかわるべきものですね。

5 番～私が聞いているのは課税台帳そのものです。いわゆる機具とか人間とかという意味じやないですよ、課税台帳そのものです。

市 長～いろいろ帳簿の整理が出来てないという事であつて、その課税をするに使うところの帳簿はあります。

5 番～何か木、たけをついだ様な説明でどうも一般質問においての市長の答弁はですね、課税台帳はないんだが、どうにかこうにかやつているんだという答弁をしているんです。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時47分)

議 長～再開いたします。(午後3時49分)

5 番～今の市長のおつしやる大作の意味は私は良くわかるんですが、市長のそこで説明したい気持もですね。そして課長の説明している実体がなほにあるか、私はわかるんですが、只答弁はですねあくまでも

5 番～いや今知つてはいる範囲内で・

財政課長～今はわかりません・

5 ～わかりません・

財政課長～よくは分りません・

議 長～暫休憩いたします。(午後3時34分)

議 長～再開いたします。(午後3時36分)

市 長～課長は課税台帳がないというが、全然ないという訳ではなくて・

5 番～全然ないといひつておりました・

市 長～それじや課税が出来ないですよ・

5 番～ですから私はそこを指摘している訳です・

5 番～私の質問はあくまでも課税台帳です・

市 長～はつきりはしておりません・

5 番～ですから課税台帳はありますか・

市 長～はい、台帳にかわるべきものですね・

5 番～私が聞いているのは課税台帳そのものです。いわゆる機具とか人間とかという意味じやないですよ、課税台帳そのものです。

市 長～いろいろ帳簿の整理が出来てないという事であつて、その課税をするに使うところの帳簿はあります。

5 番～何か木、たけをついだ様な説明でどうも一般質問においての市長の答弁はですね、課税台帳はないんだが、どうにかこうにかやつているんだという答弁をしているんです。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時47分)

議 長～再開いたします。(午後3時49分)

5 番～今の市長のおつしやる大体の意味は私は良くわかるんですが、市長のそこで説明したい気持もですね、そして課長の説明している実体がな邊にあるか、私はわかるんですが、只答弁はですねあくまでも

事実に基づいて事実のまま答弁していただきたい。課税合帳があるかといつたら、あつたらある。なければならない。以たようなものがあるという答弁はどうも。

今直ぐ答弁できますか。また資料を一応調査してからしか出きないというのであれば後でも良いですよ。

私は答弁が必要だから答弁が出来る様な準備になつてから結論出ですから。

議長～暫休憩いたします。(午後4時)

議長～再開いたします。(午後4時1分)

5番～私の方は大体で良いですよ。去年度分から現在までの分はいくらですか。

財政課長～17日までの徴収がですね。

5番～17日ということは今月ですね。

財政課長～6月17日現年度が68,896ドル滞納が7,6042ドルです。

15番～その1ヶ月分のこれは6月ですか。現年度内でこれが徴収出来そうですか。

財政課長～滞納の徴収

15番～後8月までしかないですね。この後1月余りでですね、この滞納分の徴収は出きそうですね。

財政課長～毎年その7月、8月が納税成績が良いといいますのは、納税運動週間等がありますから。

3番～先きの外人関係においてまだ税は課されてないという様なのが177ですか。その分もつまり見積られておりますか。まだ税を課していないという見積外人がおりますね。それも見積られていますか。それに不動産取得税の138件の内にですね。家屋と土地の割合や或は家屋が何件。土地が何件か。去年の実績はどの位であつか。その面土地の場合に家屋を新築するために特に新築のための土地購入が何件あるかですね。それにもう1件は不動産取得税で申告する事になつているが。申告していないのが何件あるか。

財政課長～不動産取得税の申告の件ですか。

事実に基づいて事実のまま答弁していただきたい。課税台帳があるかといつたら、あつたらある。なければならない。以たようなものがあるという答弁はどうも。

今直々答弁できますか。また資料を一応調査してからしか出きないというのであれば後でも良いですよ。

私は答弁が必要だから答弁が出来る様な準備になつてから結構ですか。

議長～暫休憩いたします。(午後4時)

議長～再開いたします。(午後4時1分)

5番～私の方は大体で良いですよ。去年度分から現在までの分はいくらですか。

財政課長～17日までの徴収がですね。

5番～17日ということは今月ですね。

財政課長～6月17日現年度が68,896ドル滞納が7,6042ドルです。

15番～その1ヶ年分のこれは6月ですか。現年度内でこれが徴収出来そうですか。

財政課長～滞納の徴収

15番～後8月までしかないです。この後1月余りでですね、この滞納分の徴収は出きそうですね。

財政課長～毎年その7月、8月が納税成績が良いといいますのは、納税運動連間等がありますから。

3番～先きの外人関係においてまだ税は課されてないという様なのが177ですか。その分もつまり見積られておりますか。まだ税を課していないという異國外人がおりますね。それも見積られていますか。それに不動産取得税の138件の中にですね。家屋と土地の割合や或は家屋が何件・土地が何件か。去年の実績はどの位であつか。その面土地の場合に家屋を新築するため特に新築のための土地購入が何件あるかですね。それにもう1件は不動産取得税で申告する事になつてゐるが、申告していないのが何件あるか。

財政課長～不動産取得税の申告の件ですか。

3番～申告です。現年度においてですね不動産取得税を課した実績において家屋と土地の割合ですね。家屋が何件、土地が何件という事になる訳ですね。その内に土地の場合家屋を新築するために土地を購入する場合には申告する規定がありますね。それに不動産取得税は申告する様にはなつておりますが、申告した件数が何件あるかですねその点について。

財政課長～不動産の場合申告は全然ありません。

3番～全然ないんですか、どういうふうにはあくしていますか。

財政課長～土地の場合は登記によって家屋の場合は取得の際の契約或は新築

3番～これはどういうふうに売買、家屋の場合も新築とかそういうことは
どういうふうにはあくしておりますか。

財政課長～普通銀行融資の場合は証明がつきますので、あれで家屋を調定して評価する訳です。

3番～銀行関係が全然ないものですね。手続きもないものはどういうふうにしていますか。

財政課長～やはり調査です。

3番～年に1回ですか何回やりますか。

財政課長～期間をきめて評価をしています。

3番～何回やつておりますか。

財政課長～年1回です。

議長～次は市町村交付税に移ります。

4番～1万ドル余りの増になつておりますが、これについては政府からの内示によつて計上されたなんですか。

助役～別に政府からは何もありません。

4番～ぢや増になつた理由は。

助役～この方はまだ規則は改正になつておりますが、62年度においては約190万ドル、63年度においては240万ドル、結局50万ドルの増になつておりますので、その増に伴つて当然規則も改正さ

3番～申告です。現年度においてですね不動産取得税を課した実績において家屋と土地の割合ですね。家屋が何件、土地が何件という事になる訳ですね。その内に土地の場合家屋を新築するためには土地を購入する場合には申告する規定がありますね。それに不動産取得税は申告する様にはなつておりますが、申告した件数が何件あるかですねその点について。

財政課長～不動産の場合申告は全然ありません。

3番～全然ないんですか。どういうふうにはあくしていますか。

財政課長～土地の場合登記によつて家屋の場合は取得の際の契約或は新築

3番～これはどういうふうに売買、家屋の場合も新築とかそういうことはどういうふうにはあくしておりますか。

財政課長～普通銀行融資の場合は証明がつきますので、あれで家屋を調定して評価する訳です。

3番～銀行関係が全然ないものですね。手続きもないものはどういうふうにしていますか。

財政課長～やはり調査です。

3番～年に1回ですか何回やりますか。

財政課長～期間をきめて評価をしています。

3番～何回やつておりますか。

財政課長～年1回です。

議長～次は市町村交付税に移ります。

4番～1万ドル余りの増になつておりますが、これについては政府からの内示によつて計上されたんですか。

助役～別に政府からは何もありません。

4番～ぢや増になつた理由は、

助役～この方はまだ規則は改正になつておりますが、62年度においては約190万ドル、63年度においては240万ドル、結局50万ドルの増になつておりますので、その増に伴つて当然規則も改正さ

れる様になりますので、その規則はまだ出ておりませんが、規則が改正されるものとして政府の方が今までどういう面を改正していくかという面について各市町村に問い合わせがあつた段です。

4 番～3万6千1百9拾ドルというものは規定が改正なるという事はこの規程が算定の基礎になる訳ですか。(はい)
それじゃもう少し具体的に説明して下さい。36,112ドルについて。

助 役～交付税の方は市町村の財政の方で、財政需要額が財政収入額を上まわる事によつて、その不足分を補うために政府の方で交付される様になつておりますので、結局は今度の64年度における交付税額を市町村においていくらの不足であるという説明によつて、結局はそういう面でどれだけいるというふうに政府の方で需要額においてどういうふうになるというふうなものが、達成が来ますので、それによつて50万ドルという増になつた分の何んじやなくして、政府の不用額の見方からして算定はされてくる訳です。

4 地～基準財政需要額がどれだけにとどめられておりますか、これはどうしてですか。

助 役～この方は結局は別紙にして配付するつもりでございましたが、今先申上げました様に規則改正の方がまだやられておりませんので、今の所はつきりしませんのであけてあります。これについては後で配布したいと思つております。

議 長～進行いたします。次は3款に入ります。

10番～民間地料は各区毎に賃貸料は一賃ですか。単価ですか。

財政課長～いく分違う所もあります。

議 長～只今定期午時であります。時間延長をしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

4 番～市有財産収入の内訳の中に旧嘉教校あとのが明細されておりますが、その坪数の4,902坪というのは、全坪数をいつているのか、或は又賃貸契約した分であるのかですね、現坪数はいくらですか。旧学校敷地あと。

助 役～6,772坪にております。その内992坪は軍の方が使つております。

れる様になりますので、その規則はまだ出ておりませんが、規則が改正されるものとして政府の方が今までどういう面を改正していくかという面について各市町村に問い合わせがあつた訳です。

4番～3万6千1百9拾ドルというのは規定が改正なるという事はこの規程が算定の基礎になる訳ですか。（はい）
それじゃもう少し具体的に説明して下さい。36,112ドルについて。

助役～交付税の方は市町村の財政の方で、財政需要額が財政収入額を上まわる事によつて、その不足分を補うために政府の方で交付される様になつておりますので、結局は今度の64年度における交付税額を市町村においていくらの不足であるという説明によつて、結局はそういう面でどれだけいるというふうに政府の方で需要額においてどういうふうになるというふうなものが、達示が来ますので、それによつて50万ドルという増になつた分の何んじやなくして、政府の不用額の見方からして算定はされてくる訳です。

4地～基準財政需要額がどれだけにとどめられておりますか、これはどうぞしてですか。

助役～この方は結局は別紙にして配付するつもりでございましたが、今先申上げました様に規則改正の方がまだやられておりませんので、今の所はつきりしませんのであけてあります。これについては後で配布したいと思つております。

議長～進行いたします。次は3款に入ります。

10番～民間地料は各区毎に賃貸料は一體ですか、単価ですか。

財政課長～いく分違う所もあります。

議長～只今定刻身時であります。時間延長をしたいと思いますが御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

4番～市有財産収入の内訳の中に旧嘉敷校あとのが明細されておりますが、その坪数約4,902坪というは、全坪数をいつているのか。或は又賃貸契約した分であるのかですね、現坪数はいくらですか、旧学校敷地あと。

助役～6,772坪にております。その内992坪は草の方が使つております。

- 4 番～992坪ですか。
- 助 役～992坪。それからこの方はこつちに表わしてある數字は契約されて
いる分だけでござります。
- 4 番～そうしますと、6,772坪から後4,902坪に軍が使っている992坪入
れて約1,000坪位の余ゆうが出て来ますが、それについて、お伺い
します。
- 助 役～民の方が使っている所が5,246という事になつております。5,246
坪と、それから992坪6,200 約500坪というのが結局は道路と
うことになります。民に貸貸した坪数が5,246坪ある訳です、それ
ぞこの数字に表わされたのは4,902坪になつておりますので、この
方は48セントの契約高によつて貸してあります。
- 4 番～それから残りの未契約の分についてはどうなつておりますか、契約
するのか、それとも置いておくのか。
- 助 役～この方はおいておくつもりはない。
- 4 番～おいておくつもりはない。
貸してあるのは何坪ですか、5,246坪の内401坪だから200坪。
- 助 役～344坪位であります。
- 4 番～344坪その時には借手がおればいつでも貸せるわけですか。それに
ついて、借手の募集等やつておりますか。
- 助 役～募集の方は前にやつただけで、その後はやつておりません。
- 市 長～844坪だけまだ貸していない土地があるという事になつておりますが
その収入の見積りはいつどの位で契約するという事は今の所見当が
つけられんじやないかと思います。
- 4 番～見当をつけるのは、それは調査すれば今日でも明日でも分るんじや
ないかと思いますが。
- 市 長～貸すには貸せます。中には契約はしていないが大体何に使うという今
の郵便局の所だけは予想できます。
先きのお話の様に何もない、あいているとすれば直々貸せる事があるが、中には先きのお話の様にこの敷地の中に外の人が前から家な
んかをおいてからに契約もしなぞ、そのままがん張つているのがあ
りはせんかとこう思う訳です。

4 番～992坪ですか。

助役～992坪。それからこの方はこつちに表わしてある数字は契約されている分だけでございます。

4 番～そうしますと、6,772坪から後4,902坪に單が使つている992坪入れて約1,000坪位の余ゆうが出て来ます。それについて、お伺いします。

助役～民の方が使つている所が5,246という事になつております。5,246坪と、それから992坪6,200約500坪というのが結局は道路ということになります。民に賃貸した坪数が5,246坪ある訳です。それでこの数字に表わされたのは4,902坪になつておりますので、この方は48セントの契約高によつて貸してあります。

4 番～それから残りの未契約の分についてはどうなつておりますか、契約するのか、それとも置いておくのか。

助役～この方はおいておくつもりはない。

4 番～おいておくつもりはない。
貸してあるのは何坪ですか、5,246坪の内401坪だから200坪。

助役～344坪位であります。

4 番～344坪その時には借手がおればいつでも貸せるわけですか。それにつけ、借手の募集等やつておりますか。

助役～募集の方は前にやつただけで、その後はやつておりません。

市長～844坪だけまだ貸していない土地があるという事になつておりますがその収入の見積りはいつどの位で契約するという事は今の所見当がつけられんじやないかと思います。

4 番～見当をつけるのは、それは調査すれば今日でも明日でも分るんじやないかと思いますが。

市長～貸すには貸せます。中には契約はしてないが大体何に使うという今郵便局の所だけは予想できます。
先きのお話の様に何もない、あいているとすれば直々貸せる事があるが、中には先きのお話の様にこの敷地の中に外の人が前から家なんかをおいてからに契約もしなで、そのままがん張つているのがありはせんかとこう思う訳です。

4 番～市長にお伺いしますが、市有財産を効率的に活用するという立場から5,000坪あまりで、あの地域において980ドルの収入しかないという事ですが、果してこれをもつと効率的に或は又活用する事によつて増収を計れないかどうかですね。

市 長～貸付した方がよいというような今までの意向で区画整理がをして、今貸付けしている訳であります。本当はこれの管理には非常に手をやいでいる所であります。

4 番～この問題は市長が執務早々から問題になつてゐるかも知れません。そこであの地域からの住民の陳情もなんとか我々に売却してくれといふような陳情があつたかと思います。そこでざつと計算して向うの周囲地価を半額にセセキを見積つて処分したにしても、約4～5万ドルそれを入件費も管理費なんか全然かけずに銀行にそのままおいてあつても3,000ドル余りも収入が入つてくるという計算になりますが、それについて工事出来なかつたから、そのままほつておくんだといつた様なお考えであるのか、或はこれを積極的にもつと微収を上げる考え方があるかどうかですね。処分するなら処分して、もつと事業の面に力を入れるといつた様な考え方もあるかどうか。

市 長～この処分というのは、問題はゼチねはすでに10ヶ年の契約で貸付てあるのがあるので、すぐ処分という事は困難だと思うのであります。若し期限が切れ次第そのつど1件1件でも将来に処分しても良いという旨様の御意向があれば、これは可能だと思います。財産の処分の件でありますので、どうしてもそれは大体一覧の方が、これは処分しても良いという空気であれば開合せて議決によつて、それを処分して良いとこう思つております。

10番～軍用地料の方が前年度よりも上つたといいますが、どういうふに關係しておりますか。

助 助役～この方は表にも表れております通り、新年度においては5ヶ年更新ということになつておりますが、当然上るんじやないかという見通しはついておりますですが、いくら上がるということについては、まだはつきりしませんので、当初予算としては充分従来通り計上しております。

10番～従来より上つて計上された訳ですか。

助 助役～従来通りを計上した訳です。

10番～前年度はいわゆる7,240ドルですか。今年度の場合360ドルになつておりますが、これはどういう訳ですか。

4 番～市長にお伺いしますが、市有財産を効率的に活用するという立場から5,000坪あまりで、あの地域において980ドルの収入しかないという事ですが、果してこれをもつと効率的に或は又活用する事によつて增收を計れないかどうかですね。

市 長～貸付した方がよいというような今までの意向で区画整理がをして、今貸付けしている訳であります。本当はこれの管理には非常に手をやいでいる所であります。

4 番～この問題は市長が執務早々から問題になつてゐるかも知れません。そこであの地域からの住民の陳情もなんとか我々に売却してくれというふうな陳情があつたかと思ひます。そこでざつと計算して向うの周囲地価を半額にセセを見積つて処分したにしても、約4～5万ドルそれを人件費も管理費なんか全然かけずに銀行にそのままおいてあつても3,000ドル余りも収入が入つてくるという計算になりますが、それについて工事出来なかつたから、そのままほつておくんだといった様なお考えであるのか。或はこれを積極的にもつと微収を上げる考え方があるかどうかですね。処分するなら処分して、もつと事業の面に力を入れるといつた様な考え方もあるかどうか。

市 長～この処分というのは、問題はゼチねはすでに10ヶ月年の契約で貸付てあるのがあるので、すぐ処分という事は困難だとう思つてあります。若し期限が切れ次第そのつと1件1件でも将来に処分しても良いという旨様の御意向があれば、これは可能だと思います。財産の処分の件でありますので、どうしてもそれは大体一般の方が、これは処分しても良いという空気であれば問合せて議決によつて、それを処分して良いとこう思つております。

10番～軍用地料の方が前年度よりも上つたといいますが、どういうふに關係しておりますか。

助 役～この方は表にも表れております通り、新年度においては5ヶ月年更新ということになつておりますが、当然上るんじやないかという見通しはついておりますが、いくら上がるということについては、まだはつきりしませんので、当初予算としては充分従来通り計上しております。

10番～従来より上つて計上された訳ですか。

助 役～従来通りを計上した訳です。

10番～前年度はいわゆる7,240ドルですか。今年度の場合は360ドルになつておりますが、これはどういう訳ですか。

助 役～今度は前年度よりもふえておるのは利子が増えているものとなつております。

10番～旧普天間校あとは現在個人として貸す敷地はもう残つていませんか

助 役～当初計画でありますと、後1件残つております。当初計画によつたら後から後1件しかし現在あいているのは、約8件か9件分位あります。

10番～契約した分は全部家が建つておる訳ですか。

助 役～はい全部家が建つておる三七九か、おるんです。1件以外は全部です。

4 番～志真志にある市有財産 890 坪、約1,000 坪の土地をもつてわずかに10ドル余にの収入しか取れないと、これを市民に払い下げてくれてやつても固定資産税だけでも、大体この位は入るんじやないかと、いうふうに見積りますが、なおこれを処分してその資金を他の面に活用するという事であれば、尚効率的な使用という事であります。それについてはどうお考えになつておりますか。

市 長～おつしやる通りで、その2ヶ所とも収入の上らない土地であります。それ前にも皆さんも回つて御座になりました様に、私もこれらを今他の方に貸してあるが、毎年毎年土地はぐんぐん上がる方だから、あわてて売る必要はないという大方の方の見解で、今ずっと持つてゐる訳であります。

議 長～他にありませんか、なけば進行したいと思いますが。

5 番～軍用地料支払いの場合は、この直接の支払い業務に役所の職員がやつております。軍用地料の支払いの場合には手数料として何らとか取るのでありますが、そこでこの手数料として、軍用地主が負担している。支出金から役所だけの支払いの業務にたちさわつてゐる。関係上収入として手数料として当局の財源に当然いくらかの額が入つて来るべきだとはお考になつておりますか。

市 長～これは当然入つて来るべきだと思つております。今度はまだ来ませんが委託手数料としてもらつております。

5 番～手数料としてもらつておられるといいますが、その支払い主はどこでありますか。

市 長～土地事務所の方からです。

5 番～私が今お聞きしておりますのは、軍用地料の支払いの場合ですね。

助 役～今度は前年度よりもふえておるのは利子が増えているものとなつております。

10番～旧普天間被あとは現在個人として貸す敷地はもう残つていませんか

助 役～当初計画でありますと、後1件残つております。当初計画によつたら後ら後1件しかし現在あいているのは、約8件か9件分位あります。

10番～契約した分は全部家が建つておる訳ですか。

助 役～はい全部家が建つておる訳ですか。おるんです。1件以外は全部です。

4番～志真志にある市有財産890坪、約1,000坪の土地をもつてわずかに10ドル余にの収入しか取れないと、これを市民に払い下げてくれてやつても箇定資産税だけでも、大体この位は入るんじやないかと、いうふうに見積らますが、なおこれを処分してその資金を他の面に活用するという事であれば、尚効率的な使用という事であります。それについてはどうお考になつておりますか。

市 長～おつしやる通りで、その2ヶ所とも収入の上らない土地であります。それで前にも皆さんも回つて御覧になりました様に、私もこれらを今他の方に貸してあるが、毎年毎年土地はぐんぐん上がる方だから、あわてて売る必要はないという大方の方の見解で、今ずつと持つておる訳であります。

議 長～他にありませんか、なけば進行したいと思いますが。

5番～軍用地料支払いの場合は、この直接の支払い業務に役所の職員がやつております。軍用地料の支払いの場合には手数料として何%とか取るのであります。そこでこの手数料として、軍用地主が負担している。支出し金から役所だけの支払いの業務にたちさわつている。関係上収入として手数料として当局の財源に当然いくらかの額が入つて来るべきだとはお考になつておりますか。

市 長～これは当然入つて来るべきだと思つております。今度はまだ来ませんが委託手数料としてもらつております。

5番～手数料としてもらつておられるといいますが、その支払い主はどこでありますか。

市 長～土地事務所の方からです。

5番～私が今お聞きしておりますのは、軍用地料の支払いの場合ですね。

市長～政府が支払いすべきのをですね、市町村に委託しております。

5番～政府が支払いすべきのを市町村に委託ですか。ですからもち論政府
がですね、直接地主に支払いすべきのを委託すると、これは軍用地
の契約は軍が政府を通じてやらなくちやいかんとうたわれております。
直接支払いの場合にもこういうふうな現状であります。つまり
支払は政府がその軍用地料をアメリカ軍当局から受領して市町村に
委託して地主に支払うというふうな順序でございます。その末端に
おける直接地主への支払いを実際には市町村の役所の職員が当つて
いるんです。これはこのいわゆる事務を分担しておりますから、そ
の観点からいわゆる地主が負担する手数料ですね。それは還元して
、ここに手数料として入っておりますか。

市長～入つております。

5番～入つてはおらないんですね。そこで入るべきだというお考えはない
ですかを私は質問しているんです。

助役～支払い業務については、先に市長さんがおつしやられた様に、政府
の責任でやられるのですから、それを市町村に委託する分について
は政府の方が支払うべきであつて地主の方が支払うべきだとは考
えておりません。

5番～いや地主が支払うべきだと、その意味じやありません。地主はす
でに手数料として手許から差し引きされております。

助役～あの方は手数料という名前で差引かれておりますが、軍用土地委員
会の会費としてやられている訳です。

5番～そうですか、手数料じやなくて会費ですか。それでは軍用地の係
というのは事務機構の中においておりますから、そこで軍用地の事
をお聞きしたい次です。支払手数料という名目で地主から、その場
でいわゆる差引きされております。今の説明によりますと、これは
土地委員会の会費である。こういう事は土地委員会の運営費とい
う事になりますね。そうすると役所がその支払い業務にたちさわるた
めの手数料は政府の責任ですね。

助役～今度の予算では見積つておりません。その方は毎年契約によつて委
託契約によつてなされておりますので、本年度はまだそういう事がは
つきりしませんので見積つておりません。

5番～軍用地を使用しているのは軍であります。そこで自から地主に支払
うべきのを政府即ち地方自治体にそれをまかせております。その支
払業務の必要は当然それは政府なり或は軍当局が負担すべきである

市長～政府が支払いすべきのをですね、市町村に委託しております。

5 番～政府が支払いすべきのを市町村に委託ですか。ですからもち論政府がですね、直接地主に支払いすべきのを委託すると、これは軍用地の契約は軍が政府を通じてやらなくちやいかんとうたわれております。直接支払いの場合にもこういうふうな現状であります。つまり支払は政府がその軍用地料をアメリカ軍当局から受領して市町村に委託して地主に支払うというふうな順序でございます。その末端における直接地主への支払いを実際には市町村の役所の職員が当つているんです。これはこのいわゆる事務を分担しておりますから、その観点からいわゆる地主が負担する手数料ですね。それは還元して、ここに手数料として入つておりますか。

市長～入つております。

5 番～入つてはおらないんですね。そこで入るべきだというお考えはないですかを私は質問しているんです。

助役～支払い業務については、先に市長さんがおつしやられた様に、政府の責任でやられるのですから、それを市町村に委託する分については政府の方が支払うべきであつて地主の方が支払うべきだとは考えておりません。

5 番～いや地主が支払うべきだと、その意味じやありません。地主はすでに手数料として手許から差し引きされております。

助役～あの方は手数料という名前で差引かれておりますが、軍用地委員会の会費としてやられている訳です。

5 番～そうですか、手数料じやなくて会費ですか。それでは軍用地の係というのは事務機構の中ににおいておりますから、そこで軍用地の事をお聞きしたい訳です。支払手数料という名目で地主から、その場でいわゆる差引きされております。今の説明によりますと、これは土地委員会の会費である。こういう事は土地委員会の運営費という事になりますね。そうすると役所がその支払い業務にたちさわるための手数料は政府の責任ですね。

助役～今度の予算では見積つておりません。その方は毎年契約によつて委託契約によつてなされておりますので、本年度はまだそういう事が決つてしまつませんので見積つておりません。

5 番～軍用地を使用しているのは軍であります。そこで自から地主に支払うべきのを政府即ち地方自治体にそれをまかせております。その支払業務の必要は当然それは政府なり或は軍当局が負担すべきである

と思うんですが、その面の要求、折衝なんかやられた事はないですか。

助役～この方は委託業務になつた場合においては算出の方法なんかについては高いとか安いとか、~~年~~経費がかかるんだという数字を出して、市町村会の方で政府の方にあたつております。

5番～私が申上げたいのは、あくまで財源確保という見地から当然受け入れるべきものはどしどしその時に要請して、少しも漏れのない様に財源の確保に当る様にしてもらうために質問しておりますので、次の議会までには折衝して、今より積極的の説明を期待しております。

助役～この方についてはちよと付けておきますが、單としては、結局は7月1日以前、前払いというふうな法則をうたつておりますのですが、今まで実際に支払われておるのは1番早い所で9月の末、10月の始め頃からしか支払いされておりません。それを1ヶ月分を全りゆにわかつて支払いされるのは結局はよく年の3～4月或は5月、6月までの~~年~~を引く様な時がある段であります。そうなつた場合には結局前払方式を打出しておりながら、後払いがあつて前払いじやないというかつこうになりますので、市町村会といたしましては、このおそくなる理由については結局は政府だけやるからというふうなかつこうになるからその市町村の支払いについては市町村にまかせて支払いさせてくれと、そういうふうな何で結局は市町村がやつた場合においては、1件当たりいくらの手数料があれば出来るからということでおくなるといふ面について検討して政府の方に要求はした事もあります。又これは毎年の話しにもなつておりますが、今の所政府としては今年度においてはまだ市町村の方に委託するんだという事は、はつきり打出しておりません。

11番～と場の使用料が前年度にくらべて720ドル減になつておりますが、その理由を御説明願います。

助役～この方はと~~種~~頭数の減によつて見積りされております。

11番～そうしますと大体何頭位の費用ですか。

助役～前年度においては7,200頭見積つておりましたのですが、今年度は6,000頭しか見積つておりません。

11番～約1,212ドルの差があるんですけれども、どこに原因はあるんですか。

助役～この方はと~~諸~~頭数の減ということになつております。

と思うんですが、その面の要求、折衝なんかやられた事はないですか。

助 役～この方は委託業務になつた場合においては算出の方法なんかについては高いとか安いとか、いく経費がかかるんだという数字を出してしまして、市町村会の方で政府の方にあたつております。

5番～私が申上げたいのは、あくまで財源確保という見地から当然受け入れるべきものはどしどしその時に要請して、少しも漏れのない様に財源の確保に当る様にしてもらうために質問しておりますので、次の議会までには折衝して、今より積極的の説明を期待しております。

助 役～この方についてはちょっと付けくわえておきますが、軍としては、結局は7月1日以前・前払いというふうな法則をうたつておりますのですが、今まで実際に支払われておるのは1番早い所で9月の末。10月の始め頃からしか支払いされておりません。それを1ヶ月年分を全りゆにわたつて支払いされるのは結局はよく年の3～4月或は5月、6月までのお金を引く様な時がある訳であります。そうなつた場合には結局前払方式を打出しておりながら、後払いがあつて前払いじやないというかつこうになりますので、市町村会といたしましては、このおそくなる理由については結局は政府だけでやるからというふうなかつこうになるからその市町村の支払いについては市町村にまかせて支払いさせてくれと。そういうふうな何で結局は市町村がやつた場合においては、1件当たりいくらの手数料があれば出来るからということで早くなるという面について検討して政府の方に要求はした事もあります。又これは毎年の話しにもなつておりますですが、今の所政府としては今年度においてはまだ市町村の方に委託するんだという事は、はつきり打出しておりません。

11番～と揚の使用料が前年度にくらべて720ドル減になつておりますが、その理由を御説明願います。

助 役～この方はと揚頭数の減によつて見積りされております。

11番～そうしますと大体何頭位の費用ですか。

助 役～前年度においては7,200頭見積つておりましたのですが、今年度は6,000頭しか見積つておりません。

11番～約1,212ドルの差があるんですけれども、どこに原因はあるんですか。

助 役～この方はと揚頭数の減ということになつております。

4 番～と場の場合 15,000 ドルから 6,000 ドルの経費を投じて改築しまして
そして独立採算制がとれる様な事業に進めるという様なことでありま
して。しかし前よりこれだけの収入減になつてゐるし。しかも市
内においてはそうとう他の地域の他市町村のと場を使用していると
いう様な事も聞いております。そこでこの才入がこれだけ減になつ
ておりますが、これ以上の収入は無理であるのかどうかですね。努
力すれば或はこれ以上の収入が上げられないかどうか。それにつ
いて答弁を求めます。2 項の手数料であります。その中の戸籍手数料
が 6.4 ドル減になつておりますが、本市においては年々人口は増加を
しておりますが、何故新年度においては 6.4 ドル減になっているか

助 役～この方は去年の 5 月から今年の 4 月までの 1 ケ年にわたる分の実績
をおさえてやつております。

4 番～実績をおさえてという事はどういう所に前年度より今年度は減にな
るのかですね。前年度より新年度においては人口も増えているんじ
やないかといつた様な想定に立ちますと増えるのが当然だというふ
に考えますが、何か他原因があるかどうか。

助 役～この方は人口によつて、人口の自然増によつて窓口の利用が増える
という事は一般的な通念でござりますですが、しかし戸籍証明の何
につきましては、その使用の用途によつて又おのずから人口比例に
よらない所が出ますので、そういう面からしまして結局は前年度に
おいては 1 昨年の実績を押えて計上し今年は又今年の実績をおさえ
て計上してある關係でこういうふうなかつこうになつております
という所に減の原因が出ておると、はつきりした事は申上げられ
ません。

財政課長～去年は 1 日 18 頭余りと渡してありましたが、現在 15 頭に減つ
ている事であります。だからブタの自然増に待つより外にしようが
ないんじゃないかと思います。

4 番～市内のと場業者が外のと場を使用しているという事も聞いておりま
すが、これを何とか勧誘して、せつかく金をかけて造つた本市のと
場であるのを、努力いかんによつてもつと見積られるんじやないか
と、そういうふうな他のと場を使つている農業者を本市
に引く事によつてどの程度は可能か。

財政課長～その点について調査して見ました。業者の話によれば 1 人は宣野
清の出身で他のと場に行つてゐるもののがいるということでありま
したが、だが城間あたりから來てゐるのが新らしいと場になつた時に
越して來たのが 4 名。こういうふうなことで実績あるの當時の 1 日毎
に役員 15 頭とした場合に 20 頭位はあの状態が続いているならば

4 番～と場の場合 15,000ドルから 6,0000ドルの経費を投じて改築しまして
そして独立採算制がとれる様な事業に進めるという様なことであります。
しかし前よりこれだけの収入減になつているし、しかも市内においてはそうとう他の地域の他市町村のと場を使用しているといふ様な事も聞いております。そこでこの方入がこれだけ減になつておりますが、これ以上の収入は無理であるのかどうかですね。努力すれば或はこれ以上の収入が上げられないかどうか。それについて答弁を求めます。2項の手数料であります。その中の戸籍手数料が 64ドル減になつておりますが、本市においては年々人口は増加しておりますが、何故新年度においては 64ドル減になつているか

助 役～この方は去年の5月から今年の4月までの1ヶ年にわたる分の実績をおさえてやつております。

4 番～実績をおさえてという事はどういう所に前年度より今年度は減になるのかですね。前年度より新年度においては人口も増えているんじやないかといつた様な想定に立ちますと増えるのが当然だというふに考えますが、何か他原因があるかどうか。

助 役～この方は人口によつて、人口の自然増によつて窓口の利用が増えるといふ事は一般的な通念でございますが、しかし戸籍証明の何につきましては、その使用の用途によつて又おのずから人口比例によらない所が出来ますので、そういう面からしまして結局は前年度においては1昨年の実際を押えて計上し今年は又今年の実績をおさえて計上してある関係でこういうふうなかつこうになつております。どういう所に減の原因が出ておると、はつきりした事は申上げられません。

財政課長～去年は1日18頭余りと殺してありましたが、現在15頭に減つてゐる訳であります。だからブタの自然増に待つより外にしようがないんじやないかと思います。

4 番～市内のと殺業者が外のと場を使用しているといふ事も聞いておりますが、これを何とか勧誘して、せつかく金をかけて造つた本市のと場であるので、努力いかんによつてもつと見積られるんじやないかと、そういうふうな他のと場を使つてゐる使用している業者を本市に引く事によつてどの程度は可能か。

財政課長～その点について調査して見ました。業者の話によれば1人は宜野湾の出身で他のと場に行つてゐるもののがいるということでありましたが、だが城間あたりから來てゐるのが新らしいと場になつた時に越して來たのが4名。こういうふうなことで実際あの当時の1日毎に微収15頭とした場合に20頭位はあの状態が続いているならば

可能だつたと思われますが、要はフタの自然贈ですね。これに待つより仕様がないんじやないかと。商業者がヨリに行つてるのは自分がその施設などに不自由であるというような事でなくて、どういつた何ぞそうなつたかは業者間のいろいろな問題もあつたかと思うんですが、是非宣傳海のと揚を専う様にというふうに勧告はやつております。

5番～督促手数料の240ドルについて質問いたします。前年度よりも100ドル減つておりますが、すでに御承知の通り督促者が次第にふえております。そこで市長は答弁の時にいつも督促整理はやりますといふうに今までいつておりました。この240ドルの内訳を見てみると、6,000件分という事になつております。そうすると1枚4セント当てになります。1枚4セント当たりというのは、この4セントは郵送料でありますか。
どうも感違ひいたしました。私の感違いでありますので取消しいたします。

議長～5款の政府補助金に移ります。

19番～前年度に比較しまして、2,3957ドルという増加を見ておりますが、その説明書を見ますと大部分がいわゆる政府の工事補助金という事になつておりますけれども、ここに記載された金額はそれだけの向こうからの内示を得て計上されたものか、それとも予想ですか。

市長～予想ではありません。中には工事の見張りによって、どの仕事がどれだけ要るんだと電話の連絡を受けたものもあります。

19番～いく分予想とはいいますものの結局ある程度の工事契約は出来て、だいじよぶだという確信はあられる訳ですね。

市長～はい、見込はあります。

4番～失業対策事業の基金として6,000ドル計上されておりますが、市としてこの事業計画がなされているかどうか。そしてその事業計画に基づいて補助申請したのがこの6,000ドルであるのか。それ1件と土木事業補助金において新年度において何ヶ所の補助金の申請をしたのかですね。そしてその内のこの2ヶ所が来ているのか、或はその2ヶ所だけしかやつてないのかどうかですね。

建議課長～失業対策事業はその地域における失業者の適格者、それに想応した所の事業量を政府の方が見込みまして、それに要する金額が政府補助として交付される訳でございます。それでその適格者が多ければそれに応する事業量も補助金も多くなる訳でございます。それで

可能だつたと思われますが、要はブタの自然贈ですね。これに待つより仕様がないんじやないか。専業者がコザに行つているのは自分がその施設などに不自由であるというような事でなくて、どういつた何でそうなつたかは業者間のいろいろな問題もあつたかと思うんですが、是非宜野湾のと揚を使う様にというふうに勧告はやつております。

5 番～督促手数料の240ドルについて質問いたします。前年度よりも100ドル減つておりますが、すでに御承知の通り滞納者が次第にふえております。そこで市長は答弁の時にいつも滞納整理はやりますというふうに今までいつておりました。この240ドルの内訳を見てみると、6,000件分という事になつております。そうすると1枚4セント当てになります。1枚4セント当りというのは、この4セントは郵送料でありますか。
どうも感違いいたしました。私の感違いでありますので取消しいたします。

議 長～5款の政府補助金に移ります。

19番～前年度に比較しまして、2,3957ドルという増加を見ておりますが、その説明書を見ますと大部分がいわゆる政府の工事補助金という事になつておりますけれども、ここに記載された金額はそれだけの向こうからの内示を得て計上されたものか。それとも予想ですか。

市 長～予想ではありません。中には工事の見積りによつて、どの仕事がどれだけ要るんだと電話の連絡を受けたものもあります。

19番～いく分予想とはいいますものの結局ある程度の工事契約は出来て、だいじよぶだという確信はあられる訳ですね。

市 長～はい、見込はあります。

4 番～失業対策事業の基金として6,000ドル計上されておりますが、市としてこの事業計画がなされているかどうか。そしてその事業計画に基づいて補助申請したのがこの6,000ドルであるのか。それ1件と土木事業補助金において新年度において何ヶ所の補助金の申請をしたのかですね。そしてその内のこの2ヶ所が来ているのか、或はその2ヶ所だけしかやつてないのかどうかですね。

総務課長～失業対策事業はその地域における失業者の道格者、それに想応した所の事業量を政府の方が見込みまして、それに要する金額が政府補助として交付される訳でございます、それでその道格者が多ければそれに応する事業量も補助金も多くなる訳でございます。それで

現在の所その適格する人が少ないという事で事業量も自ら減る訳で現在すなに組まれているのは6,000ドル、それに適格者を延べ人員が5,000人とこういうふうになつておりますが、これは現年度においなる的確な数からおして、今年度もまいつておる訳でございますそれから道路工事の方でございますが、これは政府の方が大体失業対策に対する事業の検定を行ひまして、それで向こうで組まれている訳ですが、その他についてはまだはつきりした事がわかつてない訳であります。

4 番～今の説明はどれですか・土木事業ですか・それとも失業事業ですか
建設課長～失業対策事業です。

4 番～市としての積極的なこの事業計画は充実してないという事になる訳ですね。

建設課長～その失業対策のこつ子でございますが、これは地域の中に住んでいる人で既に失業されている人に応ずる事業をさせるというのが、こつ子でございます。これは少ければ少い程それだけ地域の人達が実際に積極的に仕事に就いているという事になりますからその点は多いのも少ないのも考えもんだと思います。

4 番～多いのも少ないのも考え方問題だと、とすると一応は市としては、別に事業計画を立てなくても良いという事になる訳ですね。
それじや失業者の該当人員を多くすればそれによつて政府が補助金を与えるといつた様なしくみですか。

建設課長～いやそうじやない。

4 番～そうするとこの事業計画はやる事はあまりかんばしくない。

建設課長～これは失業者が多いという事になりますので、その点について失業者が少い程かえつて良いんじゃないかとこういうふうに考える訳であります。

4 番～次は土木事業の問題について説明願います。

建設課長～土木事業の方は68,600ドルという金額は、それは伊佐の排水工事でありますが、それは現年度も組んでおりましたが、助成がおりたのがやつで歩か、最近でござましてこれは経総をすることになつていますが、それでこの金額が4,100ドル、それから長田の農道工事でございますが、この方も前に市の方が申請した分を政府の方がその長田の農道が適切な事業であるとして今度助成の対象になつて

現在の所その道格する人が少ないという裏で事業量も自ら減る訳で現在すむに組まれているのは6,000ドル、それに道格者を延べ人員が5,000人とこういうふうになつておりますが、これは現年度においせる的確な数からおして、今年度もまいつてある訳でござりますそれから道路工事の方でございますが、これは政府の方が大体失業対策に対する事業の査定を行いまして、それで向こうで組まれている訳ですが、その他についてはまだはつきりした事がわかつてない訳であります。

4番～今の説明はどれですか。土木事業ですか。それとも失業対策ですか
建設課長～失業対策事業です。

4番～市としての積極的なこの事業計画は充実しないという事になる訳ですね。

建設課長～その失業対策のこつ子でございますが、これは地域の中に住んでいる人で既に失業されている人に応ずる事業をさせるというのを、こつ子でございます。これは少ければ少い程それだけ地域の人達が実際に積極的に仕事に就いているという事になりますからその点は多いのも少ないのも考え方だと思います。

4番～多いのも少ないのも考え方問題だと、とすると一応は市としては、別に事業計画を立てなくても良いという事になる訳ですね。
それじや失業者の該当人員を多くすればそれによつて政府が補助金を与えるといつた様なしくみですか。

建設課長～いやそうじやない。

4番～そうするとこの事業計画はやる事はあまりかんばしくない。

建設課長～これは失業者が多いう事になりますので、その点について失業者が少い程かえつて良いんじやないかとこういうふうに考える訳であります。

4番～次は土木事業の問題について説明願います。

建設課長～土木事業の方は68,600ドルという金額は、それは伊佐の排水工事であります、それは現年度も組んでおりましたが、助成がおりたのがやつでゆか、最近でござましてこれは経総をすることになつていますが、それでこの金額が4,100ドル、それから長田の農道工事でございますが、この方も前に市の方が申請した分を政府の方がその長田の農道が適切な事業であるとして今度助成の対象になつて

おります。

4 番～私がお聞きしているのは、これ以外のですね、工事箇所が補助の対象としての工事箇所があるかどうかですね、あるとすれば本年度或は新年度において何箇所申請してあるかどうか。

建設課長～申請をするのは数件上りますが、これは

4 番～大体何件位い申請してありますか。

市長～これは他に排水の工事の続行している役所前までの排水ですね。

4 番～あるとすれば何件あるのか、そして本年度は何件申請してあるか。
これは交付する或は又向こうが決裁するしないは別としてですね、
何件政府の補助金によって積極的に事業を進めようといった意欲があるかどうかですね。

市長～はい、ちょっと待つて下さい。

建設課長～資料を出してですね、6件位

4 番～新年度に

建設課長～前年度に出したんです。

4 番～前年度ですか、前年度において1964年度にこれだけの事業をすると、それでそれにこれだけの補助金がいるんだから、それを交付してくれといつた様な申請ですか、それが何ヶ所ですか。

建設課長～詳しくは覚えておりませんが、6件位です。

4 番～そぞじや後でよいです。

ラ項のラ目の産業補助金がありますが、今度の干害対策としての補助や融資も金は政府からの補助金はこれにはないかどうかですね、或は又補助申請はしてあるかどうかですね、それについてお伺いします。

経済課長～干害に対する補助金は政府からはありません。

議長～本案は質疑の段階において総括審議といたします。

議長～本日の会議はこれをもつて終ることにいたします。尚明日は午前10時より再開いたします。散会（午後2時10分）

おります。

4番～私がお聞きしているのは、これ以外のですね。工事箇所が補助の対象としての工事箇所があるかどうかですね。あるとすれば本年度或は新年度において何箇所申請してあるかどうか。

建設課長～申請をするのは数件上りますが、これは

4番～大体何件位い申請してありますか。

市長～これは他に排水の工事の続行している役所前までの排水ですね。

4番～あるとすれば何件あるのか、そして本年度は何件申請してあるか。これは交付する或は又向こうが決裁するしないは別としてですね。何件政府の補助金によつて積極的に事業を進めようといつた意欲があるかどうかですね。

市長～はい、ちよつと待つて下さい。

建設課長～資料を出してですね、6件位

4番～新年度に

建設課長～前年度に出したんです。

4番～前年度ですか。前年度において1964年度にこれだけの事業をすると、それでそれにこれだけの補助金がいるんだから、それを交付してくれといつた様な申請ですか。それが何ヶ所ですか。

建設課長～詳しくは覚えておりませんが、6件位です。

4番～そぞじや後でよいです。

5項の5目の産業補助金でありますが、今度の干害対策としての補助申請はセ金は政府からの補助金はこれにはないかどうかですね。或は又補助申請はしてあるかどうかですね、それについてお伺いします。

経済課長～干害に対する補助金は政府からはありません。

議長～本案は質疑の段階において繼續審議といたします。

議長～本日の会議はこれをもつて終ることにいたします。尚明日は午前10時より再開いたします。散会（午後5時10分）